

第3部 後期基本計画

第1章 基本計画の内容

1. 基本計画の位置づけ・構成

基本計画では、基本構想で示した「まちの将来像」を実現するために、「まちづくりの方向」に基づくまちづくりを推進していくための24の「施策」の内容を示すとともに、各施策を横断的にパッケージ化し、優先的かつ重点的に展開するべき取り組みを「重点戦略」として設定し、後期基本計画のリーディングプロジェクトとして位置づけます。

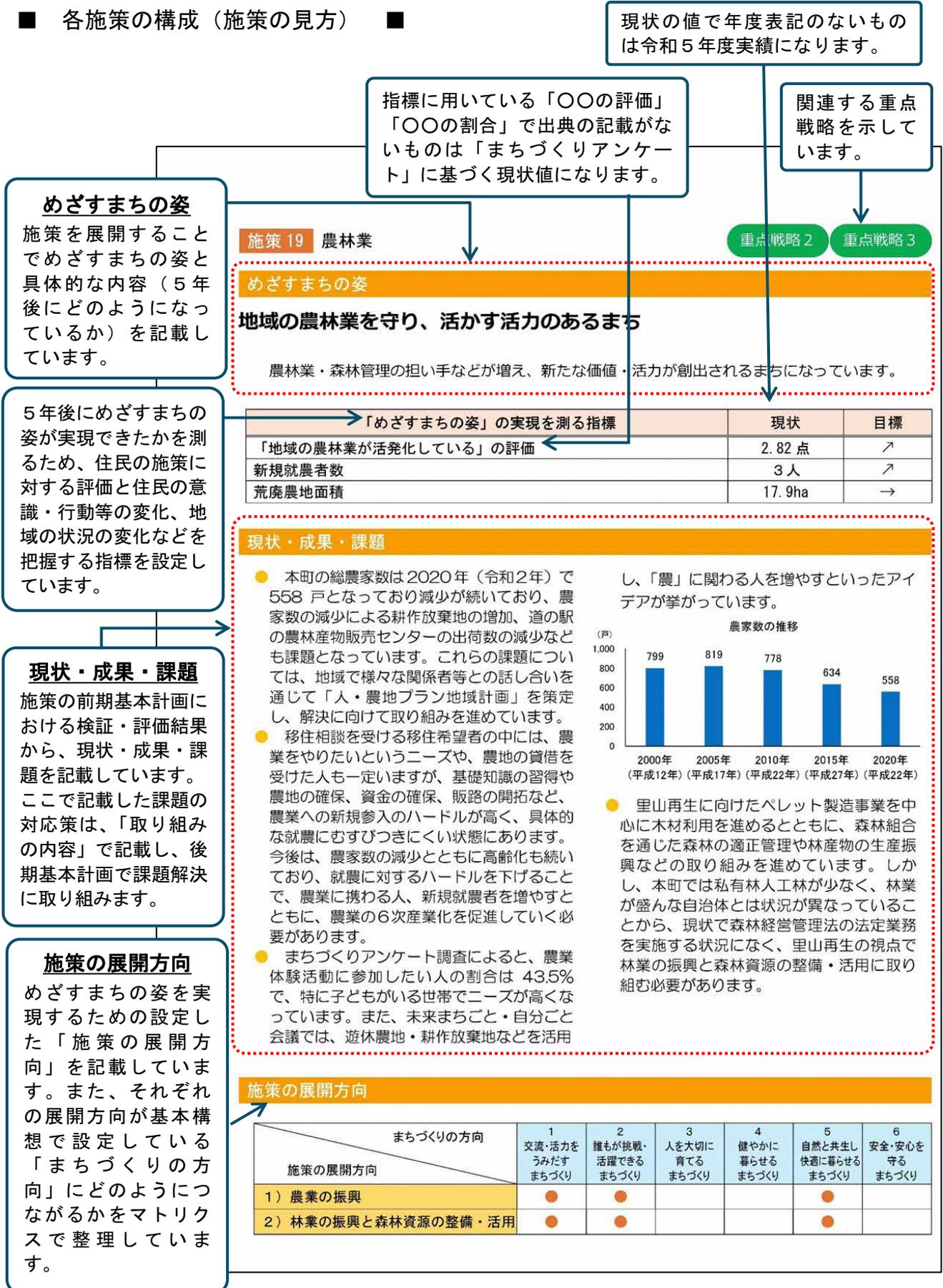
2. 基本計画の期間

後期基本計画の期間は、2025年度（令和7年度）から2029年度（令和11年度）までの5年間とします。

第2章

施策の内容

■ 各施策の構成（施策の見方） ■



取り組みの内容

1) 農業の振興

農地の保全・活用や新たな担い手の育成、農産物のブランド化・6次産業化の促進、多様な取り組みと一体となった「農」の活用などを通じて、基幹産業である農業の振興に取り組みます。

- ①地域での話し合いによりめざすべき将来の農地利用の姿を明確化する「人・農地プラン地域計画」を策定するとともに、実現すべく、地域内外から農地の受け手を幅広く確保し、農地バンクを活用した農地の集積・集約化を進めます。
- ②集落営農組織や認定農業者の育成をはじめ、様々な機会を通じた就農相談支援、研修機関のあっ旋や「人・農地プラン地域計画」に基づく認定農業者・認定新規就農者等の担い手への支援を推進します。また、多様化する就農ニーズに対応し、集落外や町外の法人の受け入れの検討を進めます。さらに、半農半Xなど様々な人材の新規就農を可能とするチャレンジ農業者就農支援制度を通じて、新たに農業を始めたい人の育成・確保・支援に取り組みます。
- ③ほ場整備未整備地区においては、地元農会の要望に基づき、法人や認定農業者等に集積・集約化するため、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、ほ場整備を推進します。
- ④町直営組織である「鳥獣被害対策実施隊」による有害鳥獣の捕獲、駆除に努めるとともに、電気柵設置助成事業や捕獲わな貸出事業等の運用により被害防止を推進します。
- ⑤「道の駅いながわ」における農産物販売を柱に、町内産の安全・安心な農産物を「いながわ野菜」としてブランド化するとともに、生産拡大を図ります。また、商工業者との連携や認定農業者・新規就農者・農業法人の受け入れを通じて、農業の6次産業化を促進します。
- ⑥体験型農業や観光農業など観光客をターゲットにした新たな農業経営・農泊など、観光振興との連携による農業の活性化を図ります。また、教育・福祉分野との連携による農業体験を活用した交流の促進に取り組みます。さらに、交流人口とともに、移住・定住人口の増加に向けた「農」の活用についても検討を進めます。

2) 林業の振興と森林資源の整備・活用

里山再生の視点で、森林資源の整備や活用、管理などに取り組みます。

- ①森林組合や森林所有者をはじめ多様な主体と連携を図ることで、町内の森林を適正に管理できる仕組みづくりを進めます。
- ②ペレット製造事業やしいたけ原木伐採奨励事業、薪・ペレットストーブの普及などを通じて、伐採木や木材利用の促進を図り、林産物の生産振興を図ります。
- ③森林ボランティアなど関係団体の協力のもと、森林・里山の環境整備を進めるとともに、森林ボランティアの確保・育成と活躍の場・機会の拡大、森林資源への関心・意識の醸成などに向けた里山環境教育等の充実に取り組みます。

分野別計画

- 猪名川町農業振興地域整備計画（2018年度～（平成30年度～））
- 猪名川町土地利用計画（2022～2031年度（令和4～13年度））
- 猪名川町都市計画マスタープラン（2022～2041年度（令和4～23年度））
- 猪名川町里山再生基本計画（2024～2033年度（令和6～15年度））
- 猪名川町森林整備計画（2022～2031年度（令和4～13年度））
- 猪名川町鳥獣被害防止計画（2024～2026年度（令和6～8年度））
- 猪名川町田園環境整備マスタープラン（2001年度（平成13年度）～）

取り組みの内容

「施策の展開方向」ごとに行政の主な取り組みの具体的な内容を記載しています。

「現状・成果・課題」で挙げた課題の対応策も含まれます。

関連する分野別計画

施策・施策の展開方向に関連する分野別計画を記載しています。

上記の「取り組みの内容」と関連する分野別計画を紐づけることで、総合計画と分野別計画をリンクさせています。

なお、後期基本計画策定時に関連する分野別計画がない場合は、本計画が指針となります。

施策1 人権尊重・多文化共生

めざすまちの姿

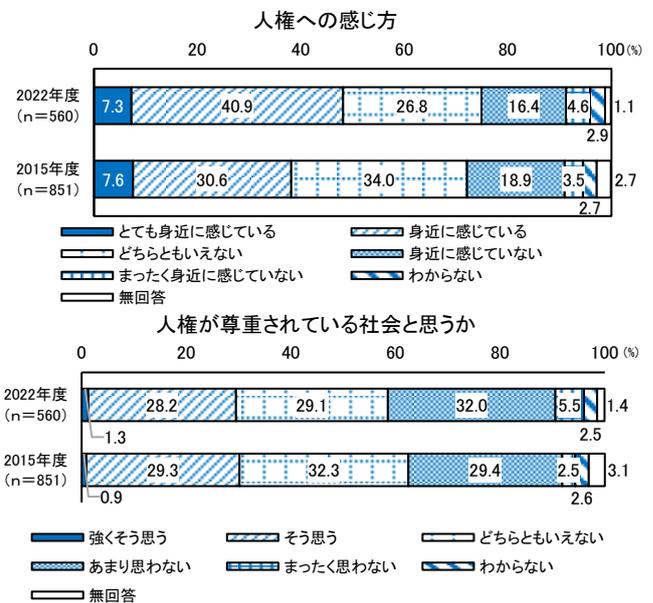
互いを認めあい、暮らしやすいまち

すべての人が性別、年齢、国籍・民族などに関係なく互いに認めあい、理解を深めることで、誰もが活躍でき、暮らしやすいまちになっています。

「めざすまちの姿」の実現を測る指標	現状	目標
「人権が尊重されるまちになっている」の評価	3.10点	↗
人権が尊重されていると思う人の割合（人権についての住民意識調査）	29.5% (R4)	↗
女性が活躍しやすい雰囲気があると感じる人の割合	11.5%	↗

現状・成果・課題

- 5年ごとに実施している人権についての住民意識調査で、人権を身近に感じている人の割合は48.2%で増加傾向にある一方で、人権が尊重されている社会であると思う人の割合は29.5%と同水準で推移しています。誰もが人権についての理解を深めるとともに、多様な価値観を受け入れ、相手の立場を理解できる柔軟な感性を磨き、人権を尊重することを当然のこととして行動できる実践力を身につけていく必要があります。
- 男女共同参画についての住民意識調査では、「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分担意識を持つ人の割合は大きく減少していますが一定数残っており、性別に関係なく、その能力や個性を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現にはさらなる取り組みが必要となっています。



- 多文化共生のまちづくりとして、外国人住民^{*}に対する生活支援、多言語翻訳システムの導入などによる相談窓口の充実を図っていますが、生活ニーズ等のさらなる把握を進め、外国人住民にとって暮らしやすいまちづくりを進める必要があります。

^{*}日本に住む外国籍の人や日本に住み日本国籍を有する人であって外国にルーツを持つ人を含む

施策の展開方向

施策の展開方向	まちづくりの方向					
	1 交流・活力を うみだす まちづくり	2 誰もが挑戦・ 活躍できる まちづくり	3 人を大切に 育てる まちづくり	4 健やかに 暮らせる まちづくり	5 自然と共生し 快適に暮らせる まちづくり	6 安全・安心を 守る まちづくり
1) 人権尊重のまちづくり			●	●		
2) 男女共同参画の推進		●	●	●		
3) 多文化共生・国際交流の推進			●	●		

取り組みの内容

1) 人権尊重のまちづくり

すべての人が互いに尊重しあい、多様性を認めあう社会の実現に取り組みます。

- ①これまでの同和教育における経験や成果、地域的な特性等もふまえ、関係機関や関係者、地域等との連携を図り、あらゆる機会を通じて、人権尊重の意識が実感を伴って住民に浸透していくよう、より一層人権教育・啓発に取り組みます。
- ②部落差別をはじめ、女性・子ども・高齢者・障がいのある人・外国人など、個別の人権課題について、適時、適切な人権教育・人権啓発に努めます。
- ③新たな人権問題について、住民意識や差別の現状を把握し、問題に対する防止と救済、啓発活動、また正しい知識の普及活動等に努めます。
- ④人権相談窓口を備える「ふらっと六瀬」を中心に相談者が安心して相談できる相談支援体制の充実に取り組みます。

2) 男女共同参画の推進

性別にとらわれず誰もが能力と個性を発揮できる男女共同参画社会の推進に取り組みます。

- ①誰もが活躍できる社会の実現に向けて、男女共同参画の視点を全施策に盛り込み、分野横断で男女共同参画の推進に取り組みます。
- ②誰もがワーク・ライフ・バランスがとれた生活が営めるよう、就労や子育て、介護など様々な施策を一体的に推進していきます。また、女性の社会参画を一層推し進め、男女問わず誰もが多様な生きがいを持てるよう施策を進めていきます。

3) 多文化共生・国際交流の推進

国籍や民族等に関わらず、互いを認め、誰もが暮らしやすいまちづくりに取り組むとともに、町国際交流協会と連携し、様々な場や機会を活用し、多国籍の人とのつながりを深めていきます。

- ①外国人住民が地域で孤立することなく安心して暮らせるよう、外国人住民の状況・ニーズ等を把握し、相談支援体制の充実を図るとともに、国際交流協会による英語スピーチコンテストや日本語教室等の機会を通じて、多文化への理解の醸成や積極的に地域社会に参画できる環境づくりに取り組みます。
- ②オーストラリアバララット市との姉妹都市提携による教育、文化、経済、観光などの各種交流事業を継続するとともに、新たな交流が生まれるよう取り組みを推進します。
- ③国際社会の中で、本町で暮らす人々が国際感覚を身につけられるよう、外国文化とふれあえる場を提供します。

分野別計画

- 猪名川町人権推進基本計画（2024～2028年度（令和6～10年度））
- 第四次猪名川町男女共同参画行動計画（2022～2026年度（令和4～8年度））
- 猪名川町部落差別の解消の推進に関する基本計画（2024年度～（令和6年度～））

めざすまちの姿

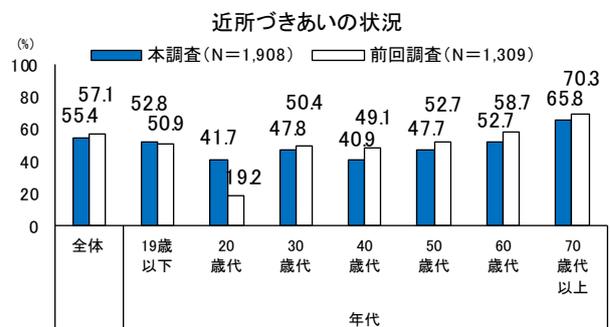
地域交流・地域活動が活発なまち

「自分ごと」として様々な形で地域に関わる人が増え、地域コミュニティの基盤である自治会やまちづくり協議会での活動が活発なまちになっています。

「めざすまちの姿」の実現を測る指標	現状	目標
「地域交流・地域活動が活発である」の評価	3.13点	↗
自治会活動に参加している人の割合	59.9%	↗
まちづくり協議会活動に参加している人の割合	17.8%	↗

現状・成果・課題

- まちづくり大学や地域活動団体登録制度などを通じて、地域に関心を持つ機会づくりや情報発信などに取り組みましたが、未来まちごと・自分ごと会議では、地域コミュニティに関することがあまり知られていないという意見が挙がっています。
- まちづくりアンケート調査から、親密な近所づきあいをする人は全体で55.4%となっており同水準で推移していますが、40歳代以上で親密な近所づきあいをする人の減少が目立っており、地域での住民同士のつながりの希薄化が進んでいます。
- 地域コミュニティの核である自治会では、新型コロナウイルス感染症の拡大等による活動の自粛や担い手の負担の増加などにより、活動が停滞・縮小しているケースも見られます。そのような中で、自治会の加入促進に向けて、マニュアル・チラシの作成や自治会役員の負担軽減などにも取り組んでいます。町全体の自治会の加入率については減少に歯止めがかかっていません（2023年（令和5年）で71.1%）。



- 主に小学校区ごとに設立された7つのまちづくり協議会では、自治会単位では対応できない広域的な地域課題への対応、地域活性化や地域住民の交流促進などに向けた活動を展開しています。また、まちづくり協議会の活動に参加したい人も増加しており、地縁型組織だけではなく様々な主体との連携・協働を積極的に促進していく必要があります。
- まちづくりアンケート調査からは、自治会やまちづくり協議会の活動に参加したい人は微増しています。未来まちごと・自分ごと会議では、自治会等の活動について参加したいが、参加しづらいという意見も挙がっており、参加したい人が参加しやすい環境づくりなどが必要となっています。

施策の展開方向

施策の展開方向	まちづくりの方向					
	1 交流・活力を うみだす まちづくり	2 誰もが挑戦・ 活躍できる まちづくり	3 人を大切に 育てる まちづくり	4 健やかに 暮らせる まちづくり	5 自然と共生し 快適に暮らせる まちづくり	6 安全・安心を 守る まちづくり
1) 地域に対する関心・意識の醸成と住民相互の交流の促進	●	●	●	●	●	●
2) 地域コミュニティの活動の活性化	●	●	●	●	●	●
3) 地域コミュニティを担う人材の育成	●	●	●	●	●	●

取り組みの内容

1) 地域に対する関心・意識の醸成と住民相互の交流の促進

住民一人ひとりが「自分ごと」として地域に関わっていけるような意識づくりや、住民相互の交流を促進します。

- ①自分の生活する地域への関心を持ち、「自分ごと」として地域の現状や課題・地域活動等への理解を持てる機会づくりを進めるとともに、多様な媒体を活用した積極的な情報発信・情報提供に取り組みます。
- ②地域での住民相互の交流やつながりを促進するため、既存のイベント・行事への支援とともに、住民が気軽に定期的・継続的に集うことができる場・居場所づくりに取り組みます。

2) 地域コミュニティにおける活動の活性化

自治会やまちづくり協議会をはじめ、地域コミュニティに関連する団体などの様々な活動の活性化を図ります。

- ①地域コミュニティの核となる自治会の加入促進を図るとともに、担い手となる自治会員の負担軽減などに取り組みます。
- ②まちづくり協議会の活動の活性化に向けて、地域担当職員を中心に、活動に関する相談に対応するとともに、庁内での情報共有を積極的に図り、分野横断的な支援に取り組みます。
- ③自治会の負担軽減に向けた ICT の活用を支援する取り組みを進めます。
- ④自治会やまちづくり協議会の活動に関心がある人が参加・参画しやすい環境・組織づくりを促進・支援します。
- ⑤自治会やまちづくり協議会において、地縁型組織とテーマ型組織、事業者など多様な主体間の連携・協働を促進します。また、個々の自治会やまちづくり協議会の横の連携を図るため、情報・ノウハウ等の共有、相互交流などを支援します。

3) 地域コミュニティを担う人材の育成

地域コミュニティで活躍する人、活動をけん引していく人の育成支援に取り組みます。

- ①まちづくり大学をはじめ、福祉や教育、生涯学習、文化、スポーツといった多様な場・機会を通じて、コミュニティ活動を支える人材の育成を進めるとともに、それらの人材が地域で活動・活躍できるような受け皿・環境づくりに取り組みます。
- ②ライフステージやライフスタイル、地域への関心・意識に応じて、具体的な活動に参加・参画でき、継続していけるよう、多様な場・機会づくりやコーディネート、マッチングなどの支援に取り組みます。

分野別計画

めざすまちの姿

多様なまちづくりの活動に挑戦できるまち

まちづくりの活動に関心・興味がある人がつながり、多様なまちづくりの活動に挑戦、参加・参画できるまちになっています。

「めざすまちの姿」の実現を測る指標	現状	目標
「興味に応じた多様なまちづくり活動がある」の評価	2.83点	↗
まちづくり、地域活動・行事などに担い手として参加している人の割合	36.4%	↗
地域活動団体登録制度の登録団体数	100団体	↗

現状・成果・課題

- 地域の課題が多様化・深刻化する中で、行政だけでは解決が困難な課題が顕在化しており、住民一人ひとりとはもとより、地域団体・組織、事業者など多様な主体の参画・協働によるまちづくりがさらに重視されています。
- 「自分ごと」として地域に関心を持つきっかけ、学習・交流の場・機会としてまちづくり大学を開催しており、参加者のまちづくりに対する意識・行動変容、まちづくり活動での連携が生まれています。また、住民提案型まちづくり事業を通じて補助を受けた団体では、他団体とのつながり・連携などが生まれています。
- まちづくりアンケート調査では、ボランティア・NPO 活動を含む地域活動に参加したい住民は増加しており、自主的なまちづくり活動に担い手（企画・運営、手伝い）として参加したい住民も1割程度います。また、未来まちごと・自分ごと会議では、既存の活動者・団体はもとより、まちづくりに興味・関心のある個人が、気軽に集まり、つながり、挑戦ができるような場・仕組みを行政とともに創っていききたいという意見が挙がっています。
- 今後も、まちづくりへの興味・関心の高い層をはじめ多様な主体が、まちづくり活動に参加・参画できる環境づくりを、住民をはじめ多様な主体とともに、積極的に進めていく必要があります。
- 多様な主体のネットワークの構築・拡充に向けて、地域活動団体登録制度を通じて、登録団体の情報共有・発信や、登録団体間の連携を促進しました。一方、未来まちごと・自分ごと会議では、町内では様々な分野において、熱い思いを持った個人・団体が活動を展開していますが、つながりが十分でないといった意見が多く挙がっています。
- 多様な主体の参画・協働によるまちづくりをより積極的に進めていくためにも、誰もが参加・参画しやすい、そして連携・協働しやすい場・仕組みづくりに取り組む必要があります。また、場・仕組みづくりについては、行政や住民、事業者など多様な主体がともに取り組むことが重要となります。

施策の展開方向

まちづくりの方向 施策の展開方向	1	2	3	4	5	6
	交流・活力を うみだす まちづくり	誰もが挑戦・ 活躍できる まちづくり	人を大切に 育てる まちづくり	健やかに 暮らせる まちづくり	自然と共生し 快適に暮らせる まちづくり	安全・安心を 守る まちづくり
1) まちづくりへの参加・参画の場・仕組みの創出・拡充	●	●	●	●	●	●
2) 多様な主体のつながりの創出・拡充	●	●	●	●	●	●

1) まちづくりへの参加・参画の場・仕組みの創出・拡充

誰もが気軽に楽しく、まちづくりに挑戦し、参加・参画できる場・仕組みを創出・拡充します。

- ①住民が地域や地域活動に興味・関心を持ち、関わるができるよう、多様な媒体・機会を活用した情報発信・提供に取り組みます。
- ②地域に興味・関心を持つ人が、地域の現状・課題などについて学び、様々な人・団体などつながり、まちづくりに挑戦ができるような場・仕組みづくりに、住民、団体・組織、事業者など多様な主体とともに取り組みます。
- ③まちづくりへの参加・参画、協働を促進するにあたって、コミュニティ分野のみならず、福祉、教育、防災、観光など様々な分野で全庁的に取り組みます。
- ④団体・組織、事業所など多様な主体が、地域課題の解決やまちの将来像の実現に向けた活動に取り組みめるよう、活動の立ち上げから継続などの各段階での相談支援機能の充実を図ります。

2) 多様な主体のつながりの創出・拡充

多様なまちづくりの活動の展開に向けて、多様な主体の有機的なつながりを創出・拡充します。

- ①地縁型組織やテーマ型組織などに関わらず既存のネットワーク・つながりの整理・充実に取り組むことで、活動団体・組織間での情報共有や連携の創出・強化につなげます。
- ②地域活動団体登録制度などを活用し、活動団体の情報の把握、共有などに取り組むとともに、活動団体での情報の活用を促進します。
- ③各分野で活動する個人や団体・組織、事業所などが、個々の想いや活動等について知ることができ、活動の充実や新たな活動の創出に向けて有機的につながり、様々な挑戦ができるような場・仕組みづくりに、住民、団体・組織、事業者など多様な主体とともに取り組みます。

めざすまちの姿

誰もがつながり、誰ひとり取り残さないまち

誰もが地域でお互いに支えあい、助けあい、課題・不安を抱える人・世帯や支援が必要な人・世帯などが地域で孤立することなく必要な支援とつながり、安心して暮らせるまちになっています。

「めざすまちの姿」の実現を測る指標	現状	目標
「地域で支えあい、助けあうまちになっている」の評価	3.00点	↗
町内（集落）の人が困っていたら手助けをする人の割合	54.8%	↗

現状・成果・課題

- 本格的な少子化・高齢化、人口減少社会の到来に伴って、ひとり暮らし世帯や高齢者世帯の増加が進んでおり、地域でのつながりの希薄化などに伴う社会的孤立も大きな課題となっています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大などで、より多くの人々が社会的孤立や経済的困窮に直面することで、複合的な課題や制度の狭間の問題など、行政による分野別の支援では対応が困難な課題が多く生まれています。
- 民生委員・児童委員、福祉委員、自治会を中心に、社会的孤立状態の人・世帯や認知症のある人、ひきこもりの人などに対する見守り・声かけ活動が推進されています。また、民生委員・児童委員による個別訪問などを通じて、地域において顔の見える関係づくりも進んでいます。
- 地域福祉活動については、担い手の高齢化、担い手の不足が常態化しており、既存の担い手への支援や新たな担い手の確保などが喫緊の課題となっています。一方、まちづくりアンケート調査では、高齢者や障がいのある人への福祉ボランティア活動に参加したい人は35.1%を占めており、既存の活動者や新たな担い手を含め、地域福祉活動を「みんなで担う」ことができる環境づくりに取り組む必要があります。
- 複合的な課題等が増加する中で、分野横断で包括的な支援体制の構築は徐々に進んでいますが、相談支援の担当者が個別に対応するケースもあり、多分野での既存の取り組みを踏まえた相談支援体制の構築・強化が必要となっています。
- 社会的孤立や生活困窮をはじめ、様々な課題・不安を抱える人・世帯に、しっかりと寄り添い、切れ目のない支援を展開していく必要があります。

施策の展開方向

施策の展開方向	まちづくりの方向					
	1 交流・活力を うみだす まちづくり	2 誰もが挑戦・ 活躍できる まちづくり	3 人を大切に 育てる まちづくり	4 健やかに 暮らせる まちづくり	5 自然と共生し 快適に暮らせる まちづくり	6 安全・安心を 守る まちづくり
1) 支えあい、助けあうことができる地域づくり	●	●	●	●	●	●
2) 包括的な支援体制の構築・強化	●	●	●	●	●	●

1) 支えあい、助けあうことのできる地域づくり

地域住民の一人ひとりが地域の課題を「自分ごと」とし、支えあい、助けあうことのできる地域づくりに取り組みます。

- ①住民一人ひとりが、福祉に関心を持ち、地域の課題を「自分ごと」と捉え取り組めるように関係機関と連携し福祉教育・学習、体験活動等を通じて、周知・啓発に取り組みます。
- ②自治会や民生委員・児童委員、福祉委員を中心に日常的な声かけや見守り活動を促進するとともに、地域の状況に応じた避難行動要支援者支援制度の運用を促進し、緊急時や災害時に助けあい、支えあうことのできる地域づくりに取り組みます。
- ③ボランティアに関する研修会・講座の開催や、認知症サポーター養成講座の実施を通じて、地域福祉活動の担い手となる人材の発掘・育成を進めます。また、地域福祉活動等に興味・関心のある人が気軽に活動に参加できる環境づくりに取り組みます。
- ④活動団体同士のネットワーク構築に向けた交流・意見交換の機会の提供、先進事例などの情報提供、活動団体間や福祉以外の分野の活動団体等との連携の創出などを通じて、地域福祉の担い手への支援に取り組みます。

2) 包括的な支援体制の構築・強化

複合的な課題をはじめ様々な課題・不安を抱える人・世帯が適切な支援を受けられるよう、分野横断で包括的な支援体制の構築・強化に取り組みます。

- ①自治会や民生委員・児童委員、福祉委員などによる声かけや見守り活動で把握した支援が必要な人・世帯を、必要な支援につなげていくことができるよう、地域の担い手と専門機関・専門職等の相互理解と連携を促進し、地域における相談支援体制の充実を図ります。
- ②複合的な課題や制度の狭間の問題など様々な課題・不安を抱える人・世帯にしっかりと寄り添い、切れ目のない支援を展開していくため、あらゆる分野において相談支援機能を強化します。また、重層的支援体制整備事業の活用などを通じて、分野・対象者にとらわれない包括的な支援体制の構築に向けた検討を進めていきます。
- ③生活困窮者への支援や自殺対策、再犯防止に向けた取り組み、犯罪被害者やその家族への支援については、福祉分野だけではなく、多分野の関係機関・団体や地域、事業者等との連携を図り、包括的かつ一人ひとりの状況に応じた支援・援助に取り組みます。
- ④認知症や障がいのある人など、判断能力が不十分な人への権利擁護支援に向けて、各種関連機関が連携した地域連携ネットワークの強化をめざすとともに、成年後見制度などの周知と利用促進に取り組みます。
- ⑤福祉担当職員やケアマネジャー、サービス提供事業所などにおける、各種サービス利用に関する相談対応の充実を図り、サービスを受けやすい仕組みづくりを行います。また、サービス提供事業所向けの研修や人材確保の支援を充実させ、福祉サービスの質の向上に取り組みます。

分野別計画

- 第4次猪名川町地域福祉計画（2025～2029年度（令和7～11年度））
※再犯防止推進計画・成年後見制度利用促進基本計画を含む
- 第2次猪名川すこやかプラン（猪名川町保健計画・食育推進計画・自殺対策計画）（2024～2028年度（令和6～10年度））

めざすまちの姿

子どもの健やかな成長を支えるまち

まち全体で子どもの育ちを支え、子どもも親も安心していきいきと暮らすことができるまちになっています。

「めざすまちの姿」の実現を測る指標	現状	目標
「子どもが健やかに成長することができる」の評価	3.44点	↗
「高校生までの子どもがいる人（高校生本人を含む）」のうち、暮らしている地域で子どもたちがいきいきと暮らせると思う人の割合	62.7%	↗

現状・成果・課題

- まちづくりアンケート調査において、子育てに対する評価は高く、特に就学前や小学生、中学生のいる子育て世帯において評価が高くなっています。
- 保育サービスや地域子育て支援事業の充実を図っており、教育・保育施設及び留守家庭児童育成室の待機児童（4月当初）はいない状態を維持しています。
- 児童虐待の相談件数が高止まりするなか、子育て世代包括支援センターと連携し、保健事業の実施の中で支援を必要とする家庭及び妊婦を早期に発見し、適切な支援につないでいます。また、要保護児童対策地域協議会による個別のケース会議の開催をはじめ、学校園やスクールソーシャルワーカーと連携し、児童虐待やヤングケアラーといった要支援事案の解消に努めていますが、各世帯が抱える問題や悩みは多様化・複雑化している状況です。
- 安心して出産・育児に取り組めるような切れ目のない支援や、住民・地域・団体等との連携による子どもの健やかな成長を見守り、育てる環境づくりに取り組んできました。
新型コロナウイルス蔓延に伴い、乳幼児健診は実施方法・内容を変更して取り組んだことにより、受診率は維持することはできたものの、健診未受診者の状況をすべて把握できない状況にあります。また、中止していた各種教室等については、改めて実施に取り組む必要があります。
- 2023年（令和5年）4月に「こども基本法」が施行され、次代の社会を担うすべての子どもが幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざして、こども施策を総合的に推進することが求められています。
こども施策の推進にあたっては、様々な世代の意見を把握しつつ、教育・保育量の確保をはじめ、母子保健事業の推進、要保護児童対策など、幅広く施策を展開することが必要です。

施策の展開方向

まちづくりの方向 \ 施策の展開方向	1 交流・活力を うみだす まちづくり	2 誰もが挑戦・ 活躍できる まちづくり	3 人を大切に 育てる まちづくり	4 健やかに 暮らせる まちづくり	5 自然と共生し 快適に暮らせる まちづくり	6 安全・安心を 守る まちづくり
1) 教育・保育事業、地域子育て支援事業の充実			●	●		
2) 支援を必要とする子ども・子育て世帯への支援			●	●		
3) 子どもたちを健やかに育む環境づくり			●	●		

取り組みの内容

1) 教育・保育事業、地域子育て支援事業の充実

子育て世帯に対する各種支援サービスや相談体制などの充実を図り、安心して子育てができるまちづくりを進めます。

- ①多様化するニーズに対応し、在宅で子育てをしている家庭を含め、すべての子どもと家庭を支えることができるよう、保育サービスや地域子育て支援事業等の充実を図ります。
- ②子どもの人数や保護者の就労働向を見極めつつ、適切な教育・保育事業の量の確保に努めることで、待機児童ゼロを継続します。
- ③子育てに関する不安や悩みの解消に向け、関係機関の連携のもと相談体制の充実を図ります。また、2025年度（令和7年度）に子育て支援センターに設置予定である母子保健機能と児童福祉機能を一体化した「こども家庭センター」と連携のもと、相談支援体制の強化を図ります。
- ④SNSなど子育て世代の多くが利用している電子媒体などを活用して、子育て世帯に必要な情報が行き届くよう、情報提供のあり方・方法を充実していきます。

2) 支援を必要とする子ども・子育て世帯への支援

児童虐待防止をはじめ、貧困世帯の解消など地域と連携した支援を充実していきます。

- ①児童虐待の早期発見・早期対応に向け、地域や関係機関等と連携を図り、児童虐待を未然に防ぐ取り組みを進めるとともに、各種相談窓口の周知と相談体制の充実を図ります。また、要支援事案が見つかった場合は、関係機関等と連携のもと、迅速に必要な支援・措置につなげていきます。
- ②ひとり親世帯や子どもの貧困世帯などに対し、就労支援や経済的負担の軽減などの生活支援に取り組むとともに、ひとり親世帯や貧困世帯が孤立することがないように、地域や団体等と連携し、地域で支える体制の強化を図っていきます。

3) 子どもたちを健やかに育む環境づくり

子どもの健やかな成長とともに、親もいきいきとした暮らしの満足感を得られるよう取り組みます。

- ①豊かな自然や人情味あふれる温かい環境といった「猪名川らしさ」の中で、子どもも親も一緒に成長でき、そして安心して子どもを産み、育てられる環境を、住民・地域・団体等と連携を図りながら進めていきます。
- ②各種母子保健事業の推進により、安心して出産・育児に取り組めるよう妊産婦、乳幼児期からの切れ目のない支援に努めます。また、健診未受診者に対するアプローチを推進するとともに、コロナ禍で中止していた各種教室等は実施の有無やICTの活用など、様々な実施方法を検討していきます。
- ③こども家庭センターの設置を見据え、医療機関・各相談機関・療育施設・教育支援センター・学校園等、関係機関との連携を図りながら、妊娠・出産から切れ目なく子育て家庭を支援していきます。
- ④子どもの成長に欠かせない「子どもの遊び」が充実し、子育てを楽しむことができる環境づくりとともに、公園や広場など子どもが安全に安心して遊べる環境づくりに取り組みます。

分野別計画

- 猪名川町こども計画（2025～2029年度（令和7～11年度））
- 第2次猪名川すこやかプラン（猪名川町保健計画・食育推進計画・自殺対策計画）（2024～2028年度（令和6～10年度））

施策6 高齢者支援

めざすまちの姿

高齢者が生涯現役で活躍できるまち

まち全体で高齢者を支える気運が高まり、高齢者一人ひとりが楽しく、安心して暮らせるまちになっています。

「めざすまちの姿」の実現を測る指標	現状	目標
「高齢者が生涯現役で活躍できる」の評価	2.81点	↗
通いの場に参加する高齢者の割合	9.98%	↗

現状・成果・課題

- 本町の高齢化率は、2023年（令和5年）1月1日（総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」）で32.3%と、全国（28.6%）、兵庫県（28.9%）より高くなっており、今後も高齢化は進行すると見込まれています。
- まちづくりアンケート調査によると、「高齢者が生涯現役で活躍できる」と思う住民の割合（「そう思う」と「ややそう思う」の計）は31.7%で、60歳以上の年代は27.0%と、高齢世代より若い世代での評価のほうが高くなっています。
- 前期基本計画期間は新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、高齢者の外出や介護予防、社会参加などに大きな影響を及ぼしました。この間、新たな外出支援としてハニカグラウンドパスの購入費助成をはじめ、多くの高齢者の外出支援につながっています。また、コロナ禍で休止していた介護予防活動も再開し、ふれあい・いきいきサロンも新規開設につながっています。
- 地域包括支援センター職員の事務負担軽減に向けた取り組みを行うとともに、地域包括支援センターを新たに開設し、相談体制の強化を図りました。
- 高齢者を地域で見守り・支える仕組みの構築や医療・介護の連携促進、分野を超えた課題共有の仕組みづくりなど、高齢者やその家族を支える仕組みづくりに取り組んでいます。
- 高齢化の進展に伴い、介護を必要とする高齢者をはじめ、認知症高齢者や独居高齢者など、様々な支援を必要とする人が今後も増えていくことが想定されます。
- 団塊の世代が後期高齢期を迎えることで、今後さらに支援を必要とする高齢者が増えることから、医療・介護・介護予防・住まい及び生活支援を包括的に確保する地域包括ケアシステムの構築に取り組む必要があります。

施策の展開方向

施策の展開方向	まちづくりの方向					
	1 交流・活力を うみだす まちづくり	2 誰もが挑戦・ 活躍できる まちづくり	3 人を大切に 育てる まちづくり	4 健やかに 暮らせる まちづくり	5 自然と共生し 快適に暮らせる まちづくり	6 安全・安心を 守る まちづくり
1) 健康づくり・介護予防の推進と社会参加・生きがいづくりの促進	●	●	●	●		
2) 高齢者が安全・安心に暮らすための環境づくり				●		●
3) 地域における高齢者の支援体制の充実	●	●	●	●		
4) 認知症対策の充実	●			●		

取り組みの内容

1) 健康づくり・介護予防の推進と社会参加・生きがいづくりの促進

高齢者の健康づくり・介護予防の推進や社会参加・就労などによる活躍の促進などを通じて、生涯現役社会の実現をめざします。

- ①さらなる健康寿命の延伸に向けて、身近な地域での高齢者の主体的な健康づくり、介護予防の活動を促進・支援します。
- ②高齢者が身近な地域で集まり、活躍できる場の形成に努めるとともに、既存の場・機会の周知や新たな通いの場づくり、通いの場への移動支援等について検討していきます。
- ③生涯学習や多様な活動、多世代交流、就労・就業支援などの社会参加・生きがいづくりに関する取り組みの充実を図るとともに、高齢者のニーズや生活機能に応じた社会参加を支援できる体制の構築に取り組み、高齢者の活躍を促進します。
- ④高齢者が自らの生活スタイルやニーズに応じた様々な活動ができるように、高齢者の就労を支えるシルバー人材センターや老人クラブを通じた社会参加を促進します。

2) 高齢者が安全・安心に暮らすための環境づくり

住み慣れた地域で高齢者が安全・安心に暮らすことができるよう介護、医療、福祉サービス等の充実や権利擁護の推進を図ります。

- ①川西市・猪名川町在宅医療・介護連携支援センターを中心に、在宅医療・介護連携推進事業を通じて、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築を推進するとともに、医療と介護のさらなる連携強化を図ります。
- ②在宅医療・介護連携推進協議会などを通じて、在宅医療やアドバンス・ケア・プランニング、看取りに関する知識の普及・啓発を推進します。
- ③地域包括支援センターを中心に、必要な支援・サービスにつなぐとともに、高齢者やその家族を支える各種サービスの充実に努めます。また、災害時・緊急時対策の充実に図り、安全・安心なまちをめざします。
- ④介護保険サービスの提供体制の充実と質の向上、介護給付適正化に取り組みます。
- ⑤地域包括支援センターを中心に成年後見に関わる各種制度の周知・啓発に取り組みとともに、高齢者の虐待防止や孤独死防止など、高齢者の権利擁護を推進します。

3) 地域における高齢者の支援体制の充実

高齢者一人ひとりの課題解決や支援の充実に向けて、地域ぐるみで高齢者を見守り、支えていく、包括的な支援体制づくりを進めます。

- ①地域包括支援センターによる相談支援をはじめ、障害者自立支援協議会や要保護児童対策地域協議会等とも連携し、幅広く地域課題の共有と包括的な支援体制の充実に努めます。
- ②生活支援コーディネーターが中心となった生活支援体制の整備や、既存の地域活動との連携などを進め、団塊の世代をはじめとする多くの人々が地域社会で役割をもち、互いに地域で支えあう体制の充実に図ります。

4) 認知症対策の充実

認知症になってもその個性と能力が十分に発揮でき、個性を尊重しつつ支えあいながら共生できる地域づくり(=共生社会)を進めます。

- ①認知症に関する正しい理解を促進するとともに、認知症サポーターの育成に取り組みます。また、認知症の人が自らの言葉で語る講演会や研修会等を開催し、認知症に関連する制度などの普及・啓発に取り組みます。
- ②認知症初期集中支援チームを中心に、認知症の早期発見・早期治療に努めます。
- ③認知症になっても適切な支援が受けられるよう、医療と介護が連携した支援体制の構築をめざします。また、認知症高齢者とその家族を地域で支える体制の構築・強化をはじめ、認知症カフェなどの居場所づくり、認知症の人が活躍できる機会づくりなどに取り組みます。

分野別計画

- 猪名川町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画(2024~2026年度(令和6~8年度))
- 第2次猪名川すこやかプラン(猪名川町保健計画・食育推進計画・自殺対策計画)(2024~2028年度(令和6~10年度))

施策7 障がい者（児）支援

めざすまちの姿

障がいのある人もない人もともに暮らしやすいまち

障がいのある人一人ひとりが個性に応じた社会参加が進み、ともに暮らせる地域が形成されているまちになっています。

「めざすまちの姿」の実現を測る指標	現状	目標
「障がいの有無に関わらず暮らしやすい」の評価	2.88点	↗
高齢者や障がいのある人などへの福祉ボランティア活動に参加したい人の割合 （「企画・運営側として参加したい」+「お手伝いとして参加したい」の計）	15.2%	↗

現状・成果・課題

- 2023年（令和5年）3月14日に国の「障害者基本計画（第5次）」が閣議決定され、「地域社会における共生等」「差別の禁止」「国際的協調」を基本原則として障がいのある人の自立と社会参加の支援を総合的に進めるとされています。
- 人権広報誌「人権いながわ」による広報をはじめ、障害者自立支援協議会主催の啓発セミナーにて特別支援学校の作品展示、小学生を対象としたボランティア講座の開催など、様々な場・機会を通じて、障がいや障がいのある人に対する理解や配慮の意識啓発に取り組んでいます。
- 「第3期猪名川町障がい者（児）福祉計画策定に係るアンケート調査（2023年度（令和5年度））」で日常生活の中で差別や偏見を感じると答えた人は26.5%で2017年度（平成29年度）調査の29.8%からあまり変化がなく、また障がいや障がいのある人に対する理解の浸透について約半数が「どちらともいえない」と答えており、障がいのある人に対する理解は十分に浸透しているとはいえない状況です。
- 障がいのある人を支える体制として、2023年度（令和5年度）に相談支援事業所を1か所追加し、相談体制の強化を図るとともに、地域生活支援拠点等の整備から緊急時における受け入れ体制の強化を図りました。障がいのある人の高齢化や重度化、親亡き後の対応を進めるため、基幹相談支援センターの設置をはじめ、各種障害福祉サービスの提供環境の確保が求められています。
- 特別支援学級や特別支援学校の在籍者が増加傾向にあり、児童発達支援等の利用者も増えている状況にあります。引き続き、障がいの特性に応じた必要な支援が受けられる体制を整備していくことが重要です。
- 障がいは個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務となっています。障がいのある人もない人もすべての人が地域社会の一員として、人格と個性を互いに尊重し、認めあい、支えあう共生社会の実現に取り組む必要があります。

施策の展開方向

まちづくりの方向 施策の展開方向	1 交流・活力を うみだす まちづくり	2 誰もが挑戦・ 活躍できる まちづくり	3 人を大切に 育てる まちづくり	4 健やかに 暮らせる まちづくり	5 自然と共生し 快適に暮らせる まちづくり	6 安全・安心を 守る まちづくり
1) 障がいに対する理解、権利擁護の推進		●	●	●		●
2) 自立した生活支援体制の充実		●	●	●		●
3) 教育・療育の推進		●	●	●		●
4) 経済的自立と社会参加の促進		●	●	●		●

取り組みの内容

1) 障がいに対する理解、権利擁護の推進

障がいや障がいのある人に対する理解を深め、共生社会の実現に取り組みます。

- ①障がいの有無に関わらず、誰もが互いを認め、尊重しあえる共生社会の実現に向け、広報や福祉教育、ふれあいの場等を通じて、障がいや障がいのある人に対する正しい知識の普及と、理解や合理的配慮の意識啓発を促進します。
- ②障害者差別解消支援地域協議会を中心に障害者差別解消法の趣旨や、法に基づく取り組み、事業者に求められる対応等を様々な場や機会を通じて、周知・啓発に取り組みます。
- ③障がいのある人の権利擁護を保障するため、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の周知・啓発、相談支援体制の充実に努めます。

2) 自立した生活支援体制の充実

障がいのある人の日常を支える各種生活支援サービスの充実に努めます。

- ①障害者相談支援センターを相談拠点として、相談支援機能の充実に努めるとともに、より専門的な相談に対応できるよう、相談員に対する研修等を充実と、基幹相談支援センターの設置に取り組んでいきます。
- ②障がい福祉サービスをはじめとした各種支援サービスの確保と充実に努めます。
- ③地域生活支援拠点の整備を進め、グループホーム等の居住環境等を確保するとともに、防災・交通・移動対策の推進に努めます。

3) 教育・療育の推進

障がいのある子ども一人ひとりの特性に応じたきめ細かな支援、発達支援に取り組みます。

- ①町独自に実施している療育支援事業を継続して実施するとともに、児童発達支援センターの町内設置に向けた検討を進めていきます。
- ②妊娠・出産・子育てと切れ目のない支援に取り組み、子どもの健全な成長と発達、保護者の心身の健康や健全な育児を確認・支援するとともに、障がいの早期発見と適切な治療・療育につながるよう取り組んでいきます。
- ③障がいのある子どもが十分な教育を受けられるよう、一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズに対応するとともに、毎年度実施している特別支援教育コーディネーター等を対象とした研修を継続して実施し、専門性の向上に努めます。
- ④インクルーシブ教育システムの理念に基づき、授業や学級活動、行事などにおける参加・交流機会の確保に努めます。

4) 経済的自立と社会参加の促進

就労やスポーツ・文化活動など、障がいのある人の自立と社会参加の促進を支えます。

- ①障害者就労支援センターを中心に一般就労に向けたサービス支援や指導助言を行うとともに、一般就労に結びついた人の定着支援に取り組みます。また、地域への障がい者雇用の理解促進を図ります。
- ②障がいのある人を対象としたスポーツ大会やまちづくり協議会の運動会への参加など、地域の関係機関や地域住民との交流ができる場づくりに努めます。また、障がいのある人とない人が一緒に取り組めるイベント等の実施に取り組みます。

分野別計画

- 猪名川町障がい者（児）福祉計画（第5次障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画）（2024～2029年度（令和6～11年度））
- 第2次猪名川すこやかプラン（猪名川町保健計画・食育推進計画・自殺対策計画）（2024～2028年度（令和6～10年度））

めざすまちの姿

誰もが元気で安心して暮らせるまち

まち全体で一人ひとりの健康を支え、誰もが元気で活発に活動しているまちになっています。

「めざすまちの姿」の実現を測る指標	現状	目標
「誰もが健康で安心して暮らせる」の評価	3.01点	↗
健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）の延伸	男性 82.35 歳 女性 85.95 歳	↗

現状・成果・課題

- 本町は男女ともに健康寿命が長いという特性があり、女性は2015年（平成27年）から2020年（令和2年）にかけて0.6歳短縮したものの、男女ともに兵庫県内2位と健康・長寿のまちです。
- また、特定健康診査・がん検診ともに兵庫県下で高い受診率となっています。世帯単位で集団健診申込書の送付をはじめ、土曜日実施や託児の実施、身近な会場で受診を可能にするなど、きめ細かな受診勧奨・体制づくりにより、高い受診率を維持しています。
- 「高齢者の医療の確保に関する法律」が改正され、高齢者の健康寿命の延伸を支援するため「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」という新たな制度がはじまりました。本町では、2023年度（令和5年度）より後期高齢者広域連合からの受託事業として、健診や医療、介護に関するデータ等をもとに地域の健康課題を洗い出し、課題を抱える高齢者に対する個別の支援と通いの場の参加者への健康教育を行っています。
- 健康増進にあたっては、住民が主体的に健康づくりを実践することが重要であり、健康づくり事業参加のきっかけを目的とした100万歩チャレンジは、毎年度、一定人数の参加者がみられ、定着していることがわかります。
- 国の「健康日本21（第3次）」では「誰一人取り残さない健康づくりの推進」が求められています。本町の特徴である「健康・長寿のまち」を住民、地域、団体等と一体となって進める必要があります。また、死因1位であるがん（悪性新生物）について、受診勧奨等の取り組みを進める必要があります。
- ICTを活用して複数の医療機関との接続、診療情報の共有から地域全体で医療に取り組むシステムである阪神地域二次救急システム「むこネット」を7市1町で運営しており、救急搬送時の受け入れ、3次医療機関への搬送におけるドクターカーの有効活用を継続しています。
- 「猪名川町食育推進会議」において、食育活動の実施状況や課題を共有し、今後の取り組みについて検討を重ね、食生活改善推進員（いずみ会）や地域活動栄養士協議会などの食育推進会議構成員とともに食育・健康づくり活動を展開しています。
- 新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、対面による教室や講演会に影響を及ぼしましたが、動画配信などICTを活用した食育の周知に取り組みました。特に若年層が食育に対する関心が低いことから、新たな情報発信方法について検討し、食育の重要性について普及・啓発に取り組む必要があります。

施策の展開方向

施策の展開方向	まちづくりの方向					
	1 交流・活力を うみだす まちづくり	2 誰もが挑戦・ 活躍できる まちづくり	3 人を大切に 育てる まちづくり	4 健やかに 暮らせる まちづくり	5 自然と共生し 快適に暮らせる まちづくり	6 安全・安心を 守る まちづくり
1) 健康長寿の推進			●	●		
2) 医療が受けやすい体制の構築			●	●		
3) 食育の推進			●	●		

取り組みの内容

1) 健康長寿の推進

住民の主体的な健康づくり活動を支援し、健康寿命の延伸を図ります。

- ①健康寿命の延伸に向け、食や運動など、健康増進に向けた取り組みを住民、地域、団体、関係機関、行政が一体となって「誰一人取り残さない健康づくり」を進めていきます。
- ②健康づくり支援員や食生活改善推進員（いずみ会）などの健康づくりに携わる担い手や地域の企業等と連携し、住民がより主体的に健康づくり活動を実践できるよう支援していきます。また、一人ひとりの健康行動と健康状態の改善を促進するためにも、社会とのつながりやこころの健康の維持・向上に取り組みます。
- ③住民が各種健（検）診を受けやすい体制の整備・確保に努め、受診率の向上を図るとともに、受診者が自身の健康づくりに健診結果を有効活用できるよう支援に取り組みます。特にがん検診については精密検査の必要性や生活習慣の改善について周知し、精密検査受診結果把握率 100%をめざします。
- ④高齢者は慢性疾患や認知機能、フレイル状態等の疾病予防と生活機能維持の両面のニーズを持ち合わせているため、引き続き、保健事業と介護予防の取り組みを一体的に進めることで、健康寿命の延伸につなげていきます。

2) 医療が受けやすい体制の構築

医療機関や関係市町等と連携し、医療不安の解消に取り組みます。

- ①医師会・歯科医師会をはじめとした各関係機関との連携により、各種保健事業の推進や健康に対する意識の向上、かかりつけ医の必要性について周知・啓発を図ります。
- ②疾病の状況に応じて必要な医療を受けることができるよう、兵庫県・周辺市と連携しながら努めていきます。また、川西市・猪名川地域ヘルスケアネットワークを通じて、川西・猪名川地域の医療体制の確保に向けた検討を進めていきます。
- ③健康・医療・介護・育児・メンタルヘルスなどを 24 時間相談できる「いながわ健康・医療相談ほっとライン 24」事業の周知を図り、これらの不安軽減を図ります。
- ④救急医療機関と連携を図るとともに、阪神地域二次救急システム（むこネット）を有効に活用し、救急搬送体制の強化・充実に取り組みます。

3) 食育の推進

食は生活の基盤であり、「人」「まち」「安心」の視点を食育の基本の考え方として、人づくり、まちづくりに活かしていきます。

- ①関係機関・団体等との連携・協働をさらに深め、一体となって本町の食育推進の方針である「人をつくる」「まちをつくる」「安心をつくる」の取り組みを進めていきます。
- ②朝食を毎日食えることや共食の重要性について幅広く周知することで、心身ともに健康な人づくりに取り組みます。
- ③本町の特産品や旬の食材の活用や郷土料理（ふるさと料理）の継承を、地域や団体と連携して進めるまちづくりを推進します。
- ④地産地消、安全・安心な食生活の実践と持続可能な「食」を支える食育活動を推進します。
- ⑤ICT 等を活用した食育の普及・啓発方法について検討を重ねていきます。

分野別計画

- 第2次猪名川すこやかプラン（猪名川町保健計画・食育推進計画・自殺対策計画）（2024～2028年度（令和6～10年度））
- 猪名川町国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）（第3期）（2024～2029年度（令和6～11年度））

めざすまちの姿

地域とつくる防災消防体制のあるまち

自助・共助・公助により地域の防災力・消防力などが高いまちになっています。

「めざすまちの姿」の実現を測る指標	現状	目標
「地域の防災力が高まっている」の評価	2.99点	↗
「災害に強いまちづくりが進んでいる」の評価	2.85点	↗
防災対策に関する活動に参加したい人の割合（「企画・運営側として参加したい」+「お手伝いとして参加したい」+「参加者として参加したい」の計）	46.1%	↗

現状・成果・課題

- 全国では大規模な地震や風水害などが毎年のように発生し、大きな被害をもたらしています。そのような中で、南海トラフ地震などの大規模災害への対策、高齢化等により今後ますます増加が見込まれる救急需要への対応など、防災・消防を取り巻く状況、住民等のニーズにあった施策を展開していく必要があります。
- 本町では、2023年（令和5年）に行政と地域、企業、関係機関（自衛隊、消防、警察）が連携し実動防災訓練を実施し、広域的な防災体制の強化に取り組んでいます。また、要支援者の情報を集約した「避難行動要支援者名簿」の作成、本人の同意が得られた情報の関係者間での共有などは進んでいますが、一部地域では支援体制が整備できていません。また、整備済みの地域においても個別避難計画の策定は取り組みの初期段階です。
- 宝塚市・川西市との2市1町で共同運用している消防指令システムを2021年度（令和3年度）に更新し、高度な通信指令業務を維持しています。また、川西市とは心肺停止事案に限り、直近の消防隊が支援隊として出勤する体制をとり、救急体制の充実を図っています。
- まちづくりアンケート調査によると、暮らしている地域では防災対策がしっかりしていると思う人の割合は全体で32.1%ですが、地域によってその割合は大きく異なり、地域の防災力にばらつきが生じていることがうかがえます。また、消防団員数は減少傾向にあり、地域の防災力・消防力の向上を図る必要があります。

施策の展開方向

施策の展開方向	まちづくりの方向					
	1 交流・活力を うみだす まちづくり	2 誰もが挑戦・ 活躍できる まちづくり	3 人を大切に 育てる まちづくり	4 健やかに 暮らせる まちづくり	5 自然と共生し 快適に暮らせる まちづくり	6 安全・安心を 守る まちづくり
1) 災害対策・危機管理体制の充実						●
2) 消防・救急体制の強化						●

1) 災害対策・危機管理の充実

防災対策及び危機管理体制の組織的な充実・強化と、地域の防災力の向上に取り組みます。

- ①緊急時に備えた予防対策及び災害応急体制の充実とともに、防災関連物資の備蓄、防災設備及び防災関連情報通信手段の充実により、防災力のさらなる強化を図ります。また、兵庫県との連携を強化し、減災に向けた防災対策などの取り組みを進めます。
- ②地域の防災体制の確立・強化をめざすとともに、災害に関する自助・共助の重要性などの啓発や、必要な情報・知識の啓発などにより住民の防災・減災意識の高揚を図ります。そのための情報やノウハウを提供し、地域の実情に沿った自助、共助を整理する支援を行います。
- ③災害時要援護者支援の取り組みのひとつとして、避難行動要支援者支援制度の地域への拡充に取り組みます。また、自治会等での平常時・災害時に支援を行う地域支援団体の組織化とともに、個別避難計画の作成を促進します。さらに、講演会やワークショップなどの開催や、各地域において活躍頂ける防災士について地域に1人以上の配置をめざした育成の取り組みを通じて、自助・共助を促進することで、地域の防災力の向上に取り組みます。
- ④災害発生時の自治体や企業との各種応援協定など、広域的な防災体制の確立・強化を図ります。
- ⑤住宅の耐震診断・耐震改修の促進、地震に強い建物づくりの促進など、災害に強いまちづくりを進めます。
- ⑥生命、身体及び財産を保護し、住民生活の安定を確保するため危機事案に的確かつ迅速に対応できるよう体制を強化します。

2) 消防・救急体制の強化

多種多様な災害、危機事案に即応する消防体制や救急体制の充実・強化に取り組みます。

- ①宝塚市・川西市との2市1町の消防の連携・協力を強化することで、消防指令業務の共同運用や相互の応援出動などを通じて、消防・救急体制の充実を図ります。
- ②AEDの設置の促進とともに、使用方法を含めた救命講習を実施し、応急手当の普及・啓発に取り組みます。
- ③消防職員の人材育成・確保とともに、消防ポンプ車等の車両の適正更新及び消防施設・設備・資機材等の計画的な整備を行い、消防力の維持・強化に取り組みます。
- ④消防団組織や配備車両の見直しとともに、地域の実情を踏まえた消防分団再編などに取り組み、地域防災力・消防力の向上を図ります。

分野別計画

- 猪名川町地域防災計画（毎年度改定）
- 猪名川町国民保護計画（2020年2月～（令和2年2月～））
- 猪名川町危機管理計画（2020年4月～（令和2年4月～）改定）
- 猪名川町新型インフルエンザ等対策行動計画（2015年2月～（平成27年2月～））
- 猪名川町業務継続計画（2024年2月～（令和6年2月～））

めざすまちの姿

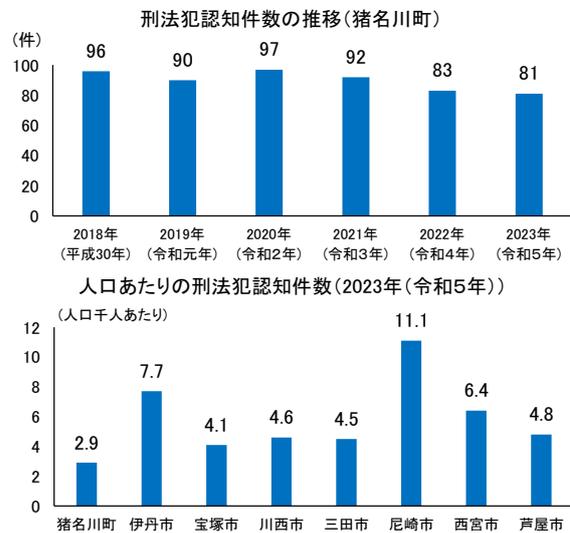
地域とともに暮らしの安全安心をつくるまち

自助・共助・公助により地域の防犯力が高いまちになっています。

「めざすまちの姿」の実現を測る指標	現状	目標
「犯罪などが少なく、安全・安心である」の評価	3.70点	↗
地域の防犯活動に参加したい人の割合（「企画・運営側として参加したい」+「お手伝いとして参加したい」+「参加者として参加したい」の計）	46.5%	↗

現状・成果・課題

- 刑法犯の種類としては乗り物盗や器物損壊が毎年一定数みられるものの、町内の刑法犯認知件数は減少傾向にあり、人口あたりの刑法犯認知件数も阪神間の他自治体と比べて少なくなっています。刑法犯件数は少ないものの、身近な場所での犯罪が未だに後を絶たないため、引き続き防犯対策に取り組む必要があります。
- 自治会等において、青色回転灯装着車によるパトロールや住民による見守りなどの、共助による防犯活動が展開されています。一方、まちづくりアンケート調査によると、暮らしている地域では防犯対策が整っており、治安がよいと思う人の割合は全体で41.9%ですが、地域によってその割合は異なり、地域の防犯力にばらつきが生じていることがうかがえます。
- 消費生活相談コーナーでは、相談員のスキルアップを図り、様々な問題に直面する相談者に対して、適切なアドバイスや関係機関への案内を行い、問題解決につなげています。近年は、詐欺関連の犯罪が増加傾向にあり、啓発活動とともに相談体制の充実を図る必要があります。



- 学校園での交通安全指導や、高齢者などを対象とした自動車安全運転講習会、街頭啓発などを実施し、交通安全意識の高揚や交通マナーの向上に取り組んでいます。
- まちづくりアンケート調査によると、「犯罪などが少なく、安全・安心である」と思う人の割合、「犯罪などが少ない、安全・安心なまちづくり」が重要と思う人の割合はともに高くなっています。

施策の展開方向

施策の展開方向	まちづくりの方向					
	1 交流・活力をうみだすまちづくり	2 誰もが挑戦・活躍できるまちづくり	3 人を大切に育てるまちづくり	4 健やかに暮らせるまちづくり	5 自然と共生し快適に暮らせるまちづくり	6 安全・安心を守るまちづくり
1) 防犯対策の充実						●
2) 消費生活の安全・安心の確保						●
3) 交通安全対策の充実						●

1) 防犯対策の充実

自らの安全は自ら守る「自助」と、地域の安全を地域全体で連携して守る「共助」、行政・警察等による「公助」により、地域全体で防犯対策に取り組みます。

- ① 犯罪情報・防犯知識の提供・共有や、まちづくり防犯グループ等による住民主体の防犯活動を促進・支援するとともに、地域における青色回転灯装備車による防犯パトロールの充実を図ることで、防犯意識の高揚と地域が一体となった安全活動を促進します。
- ② 学校園での防犯教育や防犯に関する学習機会などの充実を図るとともに、登下校時の防犯対策、「こどもをまもる 110 番のおうち・くるま」の普及・促進などに取り組みます。
- ③ まちづくり防犯グループ等の防犯活動団体の活動を支援するとともに、新たな住民の参加、新グループの結成を促進します。また、防犯活動団体や警察等と連携し、地域の防犯活動の担い手の確保・育成に取り組みます。
- ④ 子どもや女性、高齢者などを対象とした犯罪などの防止・対応に向けて、虐待や DV など様々な事案に関する相談支援体制の充実に取り組みます。また、問題が発生した場合、警察をはじめとする関連機関と連携し、即時対応できる体制を整備します。
- ⑤ 防犯灯、防犯カメラの維持・管理により、道路・公園・公共施設などの防犯対策などを通じて、ハード面から犯罪の起きにくい地域づくりを継続します。

2) 消費生活の安全・安心の確保

消費生活に関する啓発・情報提供の推進と相談体制の充実を図ります。

- ① 消費生活におけるトラブルの未然防止のため、警察や防犯協会と連携して啓発活動の充実を図ります。また、出前講座や広報、ホームページなど多様な機会・媒体を活用し消費生活に関する積極的な情報提供に取り組みます。
- ② 多様化する消費生活に関する相談内容に対応するため、消費生活相談コーナーを中心に専門相談員の相談技術・資質の向上や関係団体・機関との情報共有などに取り組み、消費生活に関する相談機能を常にアップデートします。

3) 交通安全対策の充実

交通事故ゼロをめざし、交通安全意識や交通マナーのさらなる高揚を図るとともに、交通安全施設の整備に取り組みます。

- ① 学校園において計画的な交通安全指導を実施するとともに、高齢者を対象とした交通安全に関する取り組みの充実を図ります。また、多様な機会・媒体を活用し、多世代への啓発にも取り組み、各ライフステージ及び、歩行者や自転車、自動車それぞれの立場での交通安全意識の高揚を図ります。
- ② 地域や事業所、関係機関と連携し、違法駐車・駐輪対策、飲酒運転・危険運転の根絶など、交通マナーの向上を図ります。
- ③ 小中学校やPTA 連合会、自治会等からの危険箇所等の要望等を踏まえ、交通安全施設の整備に取り組みます。

分野別計画

- 第四次猪名川町安全・安心まちづくり活動計画（2024～2028 年度（令和 6～10 年度））
- 第 4 次猪名川町地域福祉計画（2025～2029 年度（令和 7～11 年度））

めざすまちの姿

多様な学びを通じて、子どもが幸せな自分、社会、未来をつくるための力を育むまち

多様な学びを通じて、子どもの「未来をつくる力」「つなげる力」「知の創造力」「協働する力」「共生する力」が育まれるまちになっています。

「めざすまちの姿」の実現を測る指標	現状	目標
「学校教育が充実している」の評価	2.94 点	↗
将来の夢や目標を持っている子どもの割合（全国学力・学習状況調査）	小学生 85.3% 中学生 62.4%	↗

現状・成果・課題

- 学校教育では、「主体的・対話的で深い学び」の実現のための授業改善に取り組みました。特に、「自分で立てた課題に対して自ら考え、自ら取り組む力」の育成について、「MAIDO」（指導主事・学校教育指導員による授業支援）を中心に授業改善の取り組みを地道に進めた結果、課題の解決に向けた効果が出ています。
- 道徳科を要として教育活動全体を通して、道徳的実践意欲・態度が育つように道徳教育推進教員を中心に取り組みました。
- 各校園の実態に応じて作成した人権教育カリキュラム等を踏まえ、教育活動全体を通して、同和問題をはじめとする様々な人権課題に関する学習に取り組んでいます。
- インクルーシブ教育システムの構築を推進し、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の特性、教育的ニーズに応じた指導や支援の充実を図り、合理的配慮を行うとともに、特別な支援を必要とするすべての幼児児童生徒について個別の教育支援計画を作成しました。
- 全小中学校が各校独自の「学校いじめ防止基本方針」の点検・見直しや、「いじめ対応チーム」による組織的な対応を徹底し、いじめの積極的認知が進んでいます。また、特に中学校において不登校生徒が増加する中で、2023 年度（令和 5 年度）からは、e-ラーニング教材による学習保障事業「アナザー・ストーリー」を実施し、不登校生徒の学習機会の保障に取り組んでいます。
- 「地域と共にある学校づくり」をめざし、2023 年度（令和 5 年度）に全町立学校・園へのコミュニティ・スクール導入を達成しました。その結果、子どもたちと地域の人々がともに活動する機会が増え、子どもたちにとっては新たな体験や学びが得られ、地域の人々にとってはやりがいや生まれるなど、相乗効果が生まれています。今後も、コミュニティ・スクールを中心に、学校と地域が課題を共有し、その解決に取り組んでいくことが求められています。
- 教職員勤務時間の適正化に向けて業務改善に取り組み、小学校、中学校ともに超過勤務時間は減少傾向となっており、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保してきました。引き続き、教員が心身ともに健康で、質の高い学びが提供できるよう、教員の働き方改革を加速していく必要があります。

施策の展開方向

施策の展開方向	まちづくりの方向					
	1 交流・活力を うみだす まちづくり	2 誰もが挑戦・ 活躍できる まちづくり	3 人を大切に 育てる まちづくり	4 健やかに 暮らせる まちづくり	5 自然と共生し 快適に暮らせる まちづくり	6 安全・安心を 守る まちづくり
1) 子どもの育ち・学びを支える 家庭・学校・地域の協働	●	●	●			
2) 猪名川から始まるグローバルな 学び	●	●	●			
3) 誰一人取り残さず、一人ひとりの 可能性を引き出す共生社会の実現	●	●	●			
4) 終身成長（学び続けること）を 支える条件整備	●	●	●			

取り組みの内容

1) 子どもの育ち・学びを支える家庭・学校・地域の協働

家庭、学校、地域が連携し、子どもたちが楽しく安全に遊び、学ぶことができる場づくりを進めます。

- ① 町内のコミュニティ・スクール間で互いの取組の情報や成果・課題を共有し、「地域と共にある学校」の運営を協働により進めます。特に中学校区ごとに幼稚園、小学校、中学校の課題を合同で取り組み、一貫した地域での育ちを創造していきます。
- ② 中学校の部活動を地域クラブ活動に移行するにあたり、地域人材の育成や活用、活動場所の確保や運用など、地域との効果的な連携を進めます。

2) 猪名川から始まるグローバルな学び

地域の学びを通してそれらを広げ深めることで、世界や地球全体の課題を考える学びへと発展させるローカルからグローバルに広がる「グローバルな学び」を展開していきます。

- ① 幼稚園、小中学校などで、猪名川の自然文化資源を教材とした探究学習を教育課程に盛り込み「猪名川学」を構築していきます。また、企業・行政・学校の協働のもと、猪名川の地域資源を発掘し、学びを広く深く展開します。また、「猪名川学」を推進する地域のコーディネーターやファシリテーター、指導者の育成を図ります。
- ② 学校教育においては、知徳体のバランスの取れた教育を推進します。社会に開かれた教育課程のもと、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成を3つの柱とし、基礎的基本的な知識、考え表現する力、学びに向かう態度を学びの土台として充実を図っていきます。
- ③ 縦の接続として、各中学校ブロックで保・幼・小・中の強固な連携と緩やかな一貫教育を推進します。幼稚園から小学校、小学校から中学校への移行のためのカリキュラムである「架け橋プログラム」を作成し、充実させます。また、学びや人間関係、経験を広げるための子どもや教職員の交流、合同活動に取り組み、中学校間、小学校間、幼稚園間の横の連携を生かした「つながりプログラム」も推進していきます。

3) 誰一人取り残さず、一人ひとりの可能性を引き出す共生社会の実現

共生社会の実現に向けて、人権教育やインクルーシブ教育システムの推進などに取り組みます。

- ① あらゆる差別をしない・させない・許さない取組や、同和問題をはじめとする様々な人権課題にも積極的に対応していきます。また、誤情報に惑わされず、情報を適切に読み解き、理解し、活用できる能力を育成します。
- ② 障がいのある子ども一人ひとりに応じたきめ細かな支援や、合理的配慮を行うとともに、共に学んだり、活動したりする機会を創出します。また、生活や活動におけるユニバーサルデザインをさらに進めます。
- ③ いじめは絶対に許されないという強い認識をもち、家庭や地域、関係機関と連携を図りながら、いじめの積極的な認知、早期発見のための定期的ないじめアンケートの実施や教育相談を行います。
- ④ 不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援や、ひきこもりなどにより学びの機会を失ってしまった人が学び直す機会の確保など、一人ひとりの状況に応じた適切な支援や居場所づくりを行います。

4) 終身成長（学び続けること）を支える条件整備

学校教育施設の適正管理・有効活用や教職員の働き方改革、資質向上などに取り組みます。

- ① 誰もが生涯にわたって、安全・安心な環境で学んだり、スポーツや文化活動ができるよう、学校教育施設や社会教育施設の適切な維持・管理、長寿命化、安全性の確保や利用しやすさの向上を図ります。余裕教室を地域における学びの場として開放するなど、さらなる有効活用を進めます。
- ② 教職員の働き方改革のさらなる加速化のため、教育課程の見直し、勤務時間の適正化などに取り組むことで、教職員の心身の健康を維持・増進を図り、子どもたちに向き合う時間を確保します。

分野別計画

- 第3期猪名川町教育振興基本計画（2025～2029年度（令和7～11年度））
- 猪名川町学校施設長寿命化計画（2021～2060年度（令和3～42年度））

めざすまちの姿

生涯学ぶ喜びをみんなで感じられるまち

一人ひとりがそれぞれのステージで、いつまでも成長し続けることの喜びを、みんなで感じあつて暮らすことができるまちになっています。

「めざすまちの姿」の実現を測る指標	現状	目標
「生涯にわたって学べる環境がある」の評価	2.80点	↗
学びたいことが学べる環境があると感じる住民の割合	18.2%	↗

現状・成果・課題

- 「人生100年時代」では、誰もが生涯を通じ、学びたいことを学び、学んだことを活かして活躍できる社会が求められています。また、乳幼児、小中学校、高等学校、大学、社会人、高齢者、そして家庭や職場など、それぞれのステージならではの学びがあり、人生100年時代の生涯にわたる学びの場をみんなで考え、つくっていく必要があります。
- 公民館では、通年で学ぶ、生涯学習カレッジ「リバグレス猪名川」を実施し、一つのテーマをより深く学習する機会を提供しました。また、親子で参加できる講座や、時事に即した講座なども実施していますが、参加者が高齢者に偏りがちとなっており、若い世代の参加促進などが必要となっています。
- 図書館では、学校との連携による団体貸出や移動図書館車の乗り入れなどを行い、子どもたちが読書に親しむ機会を提供しました。また、住民の課題解決を支えるレファレンスにも努め、他市との相互協力により住民の多様な読書要求に応えることができ、図書貸出数をみると、同規模自治体の中で最も多くなっています。今後は、図書館の利用が困難な人へのサービスなども含め、さらに図書館の利用促進を図る必要があります。
- 生涯学習センター（図書館・公民館）については、施設の老朽化が進んでいますが、利用者が安全かつ安心して快適に利用できるよう設備の改修を行うなど、施設の適切な維持管理に努め、学ぶための場の提供を行っています。
- 芸術・文化の拠点である文化体育館では、幅広い世代が芸術・文化にふれる機会の提供のため、各種自主事業や文化協会等との連携による事業を実施することで、施設の利用促進を図りました。幼児から高齢者まで、様々な世代の人を対象とした鑑賞型事業や講演会を企画していますが、公演等により集客率の差がみられます。
- 「史跡多田銀銅山遺跡整備基本計画」に基づき、計画的に史跡の整備を進めるとともに、学校教育においては、町内小学校の社会見学を支援しています。また、国登録有形文化財である静思館では、文化協会主催によるコンサートやひなまつり等の自主事業を実施し館の魅力発信を行いました。一方で、高齢化などにより地域の伝統行事や文化財の維持が困難になっているケースも出てきています。

施策の展開方向

施策の展開方向	まちづくりの方向					
	1 交流・活力を うみだす まちづくり	2 誰もが挑戦・ 活躍できる まちづくり	3 人を大切に 育てる まちづくり	4 健やかに 暮らせる まちづくり	5 自然と共生し 快適に暮らせる まちづくり	6 安全・安心を 守る まちづくり
1) 生涯学習活動の支援	●	●	●	●		
2) 芸術・文化の振興と支援	●	●	●	●		
3) 文化財の保存・活用と継承	●	●	●	●		

取り組みの内容

1) 生涯学習活動の支援

生涯にわたっていきいきと学び、活躍できる場や機会の確保の確保、創出に取り組みます。

- ①子どもから大人まで、誰もが参加できる生涯学習講座、猪名川町の歴史、文化や自然を調査探究する機会など、住民の声を活かして、学び続けることができる場を創出します。
- ②社会人を対象とした生涯学習や大学や専門学校と連携した学びの場などを通じ、地域課題の解決や地域の活性化に貢献できるリーダーやワークショップ「イマジン猪名川」を運営する人材等を育成し、活躍できる場や体制づくりを行うとともに、まちの未来を考える教育を推進します。
- ③各種広報媒体を活用し、様々な生涯学習に関する情報の提供に努めます。また、ICT の活用などを通じて、より多くの人に情報が行き届く方法について模索していきます。
- ④図書館において住民のニーズに合った資料や図書充実を図り、多様な学習ニーズに対応するとともに、図書館サービスを利用できる環境整備や子どもの読書活動の支援を行います。
- ⑤スマート社会に向けて、誰もが様々な情報をうまく活用できるよう、地域の ICT 教育を推進し、情報モラルやリテラシーの向上をめざします。
- ⑥誰もが生涯にわたって、安全・安心な環境で学ぶことができるよう、社会教育施設の適切な維持・管理、長寿命化、安全性の確保や利用しやすさの向上を図ります。

2) 芸術・文化の振興と支援

芸術・文化活動を支援し、芸術文化の振興を図ります。

- ①子どもから大人まで障がいの有無などに関わらず、誰もが身近な場所で、気軽に芸術・文化にふれ、芸術文化活動に参加できる機会の提供に努めます。
- ②芸術文化活動の活性化に向けて、団体とともに、指導者や担い手等の育成と支援に取り組みます。

3) 文化財の保存・活用と継承

地域住民とまちの文化財を適切に保存・活用し、後世に引き継いでいきます。

- ①町内に点在する文化財について、地域住民と連携した今後の保存・活用についての検討を進めるとともに、後世に引き継ぐための支援を行います。
- ②町内に所在する文化財の積極的な啓発を行い、地域の魅力を情報発信するとともに、郷土愛の育成を図ります。
- ③先人たちが暮らしの中で育み、守ってきた伝統、文化などについて、子どもたちがその魅力や価値を理解し、学ぶため、学校教育と連携した取り組みを推進します。
- ④国史跡多田銀銅山遺跡の価値を維持し、次世代へ確実に継承していくため、適切に保存・活用していきます。

分野別計画

- 第3期猪名川町教育振興基本計画（2025～2029年度（令和7～11年度））
- 史跡多田銀銅山遺跡保存活用計画（2018年度（平成30年度）～（概ね10年ごとに見直し））
- 史跡多田銀銅山遺跡整備基本計画（2020年度～（令和2年度～））

めざすまちの姿

大人も子どもも心身ともに元気なまち

子どもも大人も様々な活動に参加ができ、心身ともに成長できるまちになっています。

「めざすまちの姿」の実現を測る指標	現状	目標
「大人も子どもも心身ともに成長できる」の評価	2.97点	↗

現状・成果・課題

- 青少年を取り巻く社会環境は、発展途上にある青少年の人格形成に強い影響を及ぼしています。全国学力・学習状況調査（2023年度（令和5年度））において、地域行事に参加している小中学生の割合は、全国及び兵庫県の水準を上回っています。今後も引き続き、青少年の社会性や自主性を育むため、様々な体験・交流ができる機会の提供や青少年活動の支援が必要です。
- 高校生や中学生は、心身のバランスが崩れやすく、非行や犯罪等に巻き込まれる恐れもあります。このような中で、青少年の非行防止・安全確保に向け、青少年育成団体等によるパトロール（声かけ）などの非行防止活動に努めた結果、青少年への声かけ事案は引き続き減少傾向となっています。
- スポーツ推進委員やスポーツクラブ 21 において、各地区での住民運動会や土日に学校の運動場、体育館を活用し軽スポーツを実施するとともに、町スポーツ協会が主体となり、多種目にわたりスポーツ教室を行っています。また、スポーツセンター等利用者数をみると、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020 年度（令和2年度）に大きく減少していますが、回復傾向となっています。
- 文化体育館やスポーツセンター、B&G 海洋センターについては、施設の老朽化が進んでいますが、利用者が安全かつ安心して快適に利用できるよう設備の改修を行うなど、施設の適切な維持管理に努め、スポーツ・レクリエーション活動の場の提供を行っています。

施策の展開方向

まちづくりの方向 施策の展開方向	1 交流・活力を うみだす まちづくり	2 誰もが挑戦・ 活躍できる まちづくり	3 人を大切に 育てる まちづくり	4 健やかに 暮らせる まちづくり	5 自然と共生し 快適に暮らせる まちづくり	6 安全・安心を 守る まちづくり
1) 青少年の健全育成の推進	●	●	●	●		
2) 生涯にわたるスポーツ・ レクリエーション活動の支援	●	●	●	●		

取り組みの内容

1) 青少年の健全育成の推進

青少年の活動や社会参加などを促進し、社会性・自主性を育むとともに、青少年の安全を守る取り組みを進めます。

- ① 青少年健全育成団体や子ども会など関係団体の活動への支援とともに、指導者・担い手の育成に取り組みます。また、青少年活動に関する情報発信を行い、活動への参加を促進します。
- ② 二十歳のつどいなど青少年が企画・運営・参加する活動・イベントへの支援などを通じて、青少年主体の活動を促進します。
- ③ 青少年が様々な情報をうまく活用できるよう、ICT 教育を推進し、情報モラルやリテラシーの向上をめざします。
- ④ 青少年の非行防止をはじめ様々な課題に対応するため、地域や関係機関との連携強化に努めるほか、「こどもをまもる 110 番のうち」など、地域全体で青少年の安全を守る取り組みを推進します。

2) 生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の支援

スポーツ・レクリエーションの機会の提供や指導者等の育成、関連団体等の活動支援に取り組みます。

- ① スポーツ推進委員の派遣・指導、スポーツ教室の開催、まちづくり協議会ごとに開催される住民運動会やいながわスポーツ祭、彫刻の道マラソン大会などのイベントを通じて、子どもから大人まで障がいの有無などに関わらず、誰もが気軽にスポーツに参加し、健康増進を図ることのできる機会の提供に努めます。
- ② スポーツクラブ 21 の活動支援や参加促進などを図り、世代を超えた交流を図り、地域コミュニティの活性化を図ります。
- ③ スポーツ協会などの競技スポーツ団体を支援するとともに、各種スポーツ教室の開催、スポーツ活動優秀者に対する助成などを行い、各競技の普及と競技人口の拡大に努めます。
- ④ 誰もが生涯にわたって、安全・安心な環境でスポーツ・レクリエーション活動ができるよう、社会教育施設の適切な維持・管理、長寿命化、安全性の確保や利用しやすさの向上を図ります。

分野別計画

- 猪名川町こども計画（2025～2029 年度（令和 7～11 年度））
- 第 3 期猪名川町教育振興基本計画（2025～2029 年度（令和 7～11 年度））

めざすまちの姿

豊かな環境を守り活かすまち

みんなで豊かな自然環境を保全・活用し、自然と共生できるまちになっています。

「めざすまちの姿」の実現を測る指標	現状	目標
「豊かな自然環境が守られている」の評価	4.01 点	↗
自慢できる自然景観があると感じる住民の割合	58.7%	↗
リサイクルや再生可能エネルギー活用等、環境への取り組みが盛んであると感じる住民の割合	27.9%	↗

現状・成果・課題

- 町域の約8割が森林であり、恵まれた自然環境は本町が誇る大きな財産です。まちづくりアンケート調査では、猪名川町で好きなところとして「豊かな自然」が圧倒的に多く、今後も住み続けたいとする人の住み続けたい理由としても「山や川などの自然環境がよいから」が第2位となっています。
- 環境学習の機会の提供や猪名川町里山倶楽部による森林ボランティア活動、農村地域の多面的機能の保全に継続して取り組んでおり、まちづくりアンケート調査では、暮らしている地域では身近に自然を感じることができるとする人の割合は 86.0%を占めています。しかし、山林、農地など自然環境の保全活動の担い手が高齢化、減少しており、活動の維持が困難になっている団体もあり、新たな担い手の確保等が課題となっています。
- 自然環境や生活の豊かさが重要になるこれからの社会において、本町の里山が持つ資源は大きな可能性を秘めており、里山再生に取り組み、里山の価値を高めて将来に引き継いでいくことが求められています。
- 環境問題については、自然学校などの環境体験事業により、学校里山など本町の自然環境を活かした環境学習を課題解決的・体験的に推進しています。
- ごみの減量化に向けては、自治会・子ども

会などによる再生資源集団回収の取り組みを奨励していますが、参加団体数及び収集量が減少しつつあります。また、公共施設でパークチップの製造・無料配布を行っています。引き続きごみの減量化と再資源化に取り組む必要があります。

- まちづくりアンケート調査によると、「豊かな自然環境が守られている」と思う人の割合、「豊かな自然環境を守り、活かすまちづくり」が重要と思う人の割合はともに高くなっています。
- これまで、他自治体と連携した太陽光パネル・蓄電池共同購入事業の実施や公共施設のLED化等、二酸化炭素の排出削減にかかる取り組みを実施してきました。また、2023年（令和5年）2月にゼロカーボンシティ宣言を行い、二酸化炭素排出実質ゼロをめざすことを表明しています。加えて、2023年度（令和5年度）には省エネ家電への買い替えに対する補助事業を実施しました。2023年度（令和5年度）に行った、地球温暖化対策に関するアンケート調査では、ゼロカーボンの実現に向け、「豊かな自然環境と共生したまち」をめざしてほしい人の割合が 67.2%を占めています。町の豊かな自然環境を活かしつつ、どのようにカーボンニュートラルをめざしていくかが今後の課題です。

施策の展開方向

施策の展開方向	まちづくりの方向					
	1 交流・活力を うみだす まちづくり	2 誰もが挑戦・ 活躍できる まちづくり	3 人を大切に 育てる まちづくり	4 健やかに 暮らせる まちづくり	5 自然と共生し 快適に暮らせる まちづくり	6 安全・安心を 守る まちづくり
1) 自然と共生する都市環境の形成					●	●
2) 自然環境の保全・創造					●	●
3) 循環型社会の構築					●	●

取り組みの内容

1) 自然と共生する都市環境の形成

自然環境を最大限に活かした都市環境の形成に取り組みます。

- ①豊かな自然環境の保全と活用を図るため、都市周辺に残された自然環境を活かし、自然と共生する快適で魅力あるまちづくりをめざします。
- ②潤いのある都市環境の形成に向け、市街地内外における公園、緑地、河川、ため池、歴史的・文化的施設、景勝地など有機的に結んだ、水と緑のネットワーク化をめざします。

2) 自然環境の保全・創造

農地、水辺の保全や里山の再生などを通じ、自然環境を守り、育てます。

- ①清流猪名川や大野山、柏原集落の棚田、星空をはじめとする豊かな自然を知り、ふれあえる機会を提供することで、これらを保全する意識とまちに対する愛着を醸成します。また、まちの魅力として町内外への積極的な発信を行います。
- ②水生生物の保全活動や恵まれた町内の自然を引き続き PR していくとともに、まちづくり協議会をはじめ、自治会や学校、青少年団体等と協働した保全活動に取り組みます。
- ③森林組合や森林ボランティアをはじめとした多様な主体と連携し、里山・森林資源の活用に取り組むとともに、持続可能な里山に向けた支援、ペレット製造や薪・ペレットストーブの普及を通じた伐採木等の利用促進などを進めます。また、里山・森林資源の活用、管理に携わる団体・人材の確保・育成に取り組みます。
- ④農地は生物多様性の保全や水源の涵養、ふれあいの場の提供など、環境面からも多面的な機能を有していることから、保全に向けた取り組みを進めていきます。

3) 循環型社会の構築

限りある資源を大切に、環境負荷の低減に取り組みます。

- ①地球温暖化や生物種の減少など、様々な環境問題について、学校教育や社会教育の場など、様々な機会を通じて環境学習に取り組むとともに、住民や地域と一緒に地域の課題解決に取り組んでいきます。
- ②ごみの減量化や再資源化に向け、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進するとともに、パークチップの製造によるごみの減量化を継続して進めていきます。
- ③事業所や自動車などの騒音・振動発生防止の指導や啓発に取り組むとともに、美化活動や廃棄物の不法投棄対策などにも取り組んでいきます。
- ④カーボンニュートラルの達成に向け、省エネ家電への買い替え推奨やエコカーの利用促進等、町内において一人ひとりが省エネルギー行動に取り組む気運を高めていくとともに、家庭や事業者に対する再生可能エネルギー等の普及・啓発を行います。また、太陽光パネル・蓄電池共同購入事業を引き続き推進するなど、他自治体とも積極的に連携しながら、脱炭素社会の実現をめざします。
- ⑤LED 照明の導入等によって公共施設の脱炭素化を進めるとともに、公用車の電動化の推進やウェブ会議システムの活用等を行うことで町の行政活動に伴う二酸化炭素の排出削減に取り組みます。また、公共施設等への再生可能エネルギー設備の導入を進めます。

分野別計画

- 猪名川町都市計画マスタープラン（2022～2041 年度（令和4～23 年度））
- 第5次猪名川町環境基本計画（2021～2030 年度（令和3～12 年度））
- 猪名川町里山再生基本計画（2024～2033 年度（令和6～15 年度））
- 第3期猪名川町教育振興基本計画（2025～2029 年度（令和7～11 年度））
- 猪名川町ごみ処理基本計画（2016～2025 年度（平成28～令和7年度））
- 猪名川町地球温暖化対策実行計画（2024～2030 年度（令和6～12 年度））
- 猪名川町田園環境整備マスタープラン（2001 年度～（平成13 年度～））

めざすまちの姿

自然と住宅都市が調和した住みよいまち

適正な土地利用や良好な公園・緑地の整備、景観形成が進み、自然・歴史等を感じつつ快適に暮らすことができるまちになっています。

「めざすまちの姿」の実現を測る指標	現状	目標
「自然と街並みが調和した住みよいまちである」の評価	3.72 点	↗
自慢できる都市景観があると感じる住民の割合	32.2%	↗

現状・成果・課題

- 豊かな自然環境と快適な住環境が調和した住宅都市として発展を遂げ、まちづくりアンケートの結果では、猪名川町が好きな人は 75.8% で、住民の幸福度（10 点満点）は 7.0 点で全国平均（6.6 点）より高くなっています。
- 2021 年（令和 3 年）3 月に肝川・差組地区が産業拠点として市街化区域に編入されるとともに、同年 11 月に先進的物流施設の一大集積拠点となるプロロジスパーク猪名川が完成し、市街化区域においてまちの活性化につながる適正な土地利用が進んでいます。
- 町域の大半を占める市街化調整区域では、町内の観光振興や沿道サービス機能の強化など、地域の活性化に寄与する開発が進んでいます。一方で、前期基本計画期間にさらなる地域の活性化をめざし、地区計画、特別指定区域等の見直しを行いました。土地利用に目立った変化はなく十分な効果があったとは言いがたいことから、地域課題などを踏まえ、各制度を活用した計画的な土地利用の誘導をより一層推進していく必要があります。
- 増加傾向にある空家は住環境だけでなく、地域の人口減少や治安といった面からも課題となります。そのため、地域全体の課題として考える必要があります。町内では一部地域で兵庫県空家活用特区の指定を受け、空家を積極的に活用できるように市街化調整区域の規制緩和や補助制度の増額を行っています。
- 公園については、すべてのまちづくり協議会内の公園等に健康器具を設置するとともに、地域の特性に応じた魅力ある公園づくりに取り組んできました。また、まちづくりアンケート結果では、公園などの清掃・美化活動に参加したい人の割合が 60.1% と比較的高くなっており、アドプト制度の活用などを行い、住民や各種団体と連携しながら、適切な維持・管理に取り組む必要があります。
- 本町は、北部を中心とした田園景観と、地区計画や緑地協定の活用によるゆとりのある緑豊かな市街地景観、四季折々の風が楽しめる山地景観で形成されています。また、歴史的な景観要素も点在しており、今後もこれらの良好な景観を維持していく必要があります。
- まちづくりアンケート調査によると、「自然と街並みが調和した住みよいまちである」と思う人の割合、「自然と街並みが調和した住みよいまちづくり」が重要と思う人の割合はともに高くなっています。

施策の展開方向

まちづくりの方向 \ 施策の展開方向	1 交流・活力を うみだす まちづくり	2 誰もが挑戦・ 活躍できる まちづくり	3 人を大切に 育てる まちづくり	4 健やかに 暮らせる まちづくり	5 自然と共生し 快適に暮らせる まちづくり	6 安全・安心を 守る まちづくり
1) 適正な土地利用の推進	●	●			●	●
2) 公園・緑地の保全・活用					●	●
3) 自然と歴史が調和した景観形成					●	●

1) 適正な土地利用の推進

住民の生活向上とまちの活性化につながる適正な土地利用に取り組みます。

- ①市街化区域においては、人口減少社会の到来を見据え、既存住宅地の人口維持や既存住宅ストックの有効活用に向けて、都市拠点の機能向上と既存住宅地における街並みのさらなる魅力の向上に取り組みます。また、ICT等の新技術を活かしたスマートシティの推進など、新たな土地利用を検討していきます。
- ②市街化調整区域においては、地域特性に応じた「土地利用計画」を踏まえ、計画に沿った開発行為等を許容するため、地区計画制度や特別指定区域制度を活用していきます。
- ③兵庫県空家活用特区を活用し、これまでの地域コミュニティを維持するための基礎的人口を維持しつつ、地域固有の特徴を活かした地域活力の創造に向けた規制緩和に取り組みます。
- ④新名神高速道路川西 IC や産業拠点地区から近接する箇所については、その交通利便性や物流機能等を活かし、事業者のニーズに沿って土地利用を図ります。また、一定活用されていない農地については、今後の社会情勢に応じ、商工・観光事業と一体となった農業の活性化を検討します。
- ⑤原・紫合地区の大規模町有地については、住民生活の向上に結びつく優良な施設の立地を誘導し、地域の活性化につながる土地利用を促進します。
- ⑥地籍調査については、平地部及び山林部の現地調査に取り組み、調査済みの地区について速やかに認証・登記手続を行います。また、市街化区域（ニュータウン区域）の調査も実施します。

2) 公園・緑地の保全・活用

住民、地域とともに良好な公園・緑地の維持・管理、活用に取り組みます。

- ①公園については、人口のバランスや立地条件を考慮し、適切な誘致距離・規模の都市公園の保全を図るとともに、その他公共施設の整備とあわせ、ポケットパークの適切な維持管理を図ります。また、ゆとりと潤いのある親水空間を形成するため、河川を利用した親水空間の保全に取り組みます。
- ②山地・猪名川渓谷県立自然公園の保全を図るとともに、観光スポットと施設の整備を進めます。
- ③公園・緑地については、住民によるアドプト制度などの協力を求め、適切な維持・管理に取り組みます。また、公園の拠点性に着目し、地域の活性化や住民の地域活動への参加・参画などに向けた活用を促進します。

3) 自然と歴史が調和した景観形成

猪名川町の資源である自然・歴史・文化が調和した魅力ある景観の形成に取り組みます。

- ①魅力ある良好な景観形成を図るため、周辺の自然環境や歴史・文化と調和した景観の保全・創出について、住民や関係者の意見を得ながら取り組みます。
- ②景観形成協議会等の専門家の意見を聞きながら、街並み保全や景観形成に努めます。
- ③公共サインについては、住む人、訪れる人にとってわかりやすく統一性のあるサイン整備を進めていきます。また、面的なエリア景観及び線的な軸景観については、将来都市構造・土地利用構成に即した景観の保全・形成をめざします。

分野別計画

- 猪名川町土地利用計画（2022～2031年度（令和4～13年度））
- 猪名川町都市計画マスタープラン（2022～2041年度（令和4～23年度））
- 猪名川町公園施設長寿命化計画（2017～2027年度（平成29～令和9年度））

めざすまちの姿

快適な住環境が整備された居心地よいまち

誰もが暮らしたい、暮らし続けたいと思う住宅・住環境が整備されたまちになっています。

「めざすまちの姿」の実現を測る指標	現状	目標
「快適な住環境が整備されている」の評価	3.49 点	↗

現状・成果・課題

- 本町がこれまで計画的に進めてきた住宅地整備は、つつじが丘住宅地の整備をもって完了を迎えています。一方で、ニュータウンの開発から半世紀近く経過している地区もあり、空き家の増加などによる地域活力の低下が懸念されており、空き家活用を含む既存住宅ストックを活用した良好な住環境の整備が求められています。
- 空き家の活用に向けて、関係機関や NPO 団体等と協定を締結し、空き家に対する個別相談やセミナーなどを開催しています。
- 兵庫県空家活用特区を活用するなど、空き家等を地方回帰の受皿として活用しています。
- まちづくりアンケート調査によると、猪名川町に転入してきた人の転入理由では「住宅の都合（住宅の購入・借家の借り換えなど）」が 55.1%で最も多く、人口減少抑制に向けた転入促進に向けて、快適な住環境の整備が重要となっています。
- 高齢者や障がいのある人をはじめ、すべての人が住み慣れた自宅で暮らしていけるよう、住宅のバリアフリー化や耐震化などを進め、安全性の確保に取り組む必要があります。また、地球温暖化が進む中で、環境に配慮した住環境の整備も求められています。
- まちづくりアンケート調査によると、「自然と街並みが調和した住みよいまちである」と思う人の割合、「自然と街並みが調和した住みよいまちづくり」が重要と思う人の割合はともに高くなっています。

施策の展開方向

まちづくりの方向 施策の展開方向	1 交流・活力を うみだす まちづくり	2 誰もが挑戦・ 活躍できる まちづくり	3 人を大切に 育てる まちづくり	4 健やかに 暮らせる まちづくり	5 自然と共生し 快適に暮らせる まちづくり	6 安全・安心を 守る まちづくり
1) 良好な住宅・宅地の供給、住環境づくり					●	
2) 安全・安心・快適な住環境づくり					●	

取り組みの内容

1) 良好な住宅・宅地の供給、住環境づくり

既存住宅ストックの活用や空き家等の対策を通じ、良好な住宅・宅地の供給や住環境づくりに取り組みます。

- ①市街地では、良好な住環境を維持するため、地区計画、建築協定、緑地協定などの活用を図り、各地域の特色に応じたまちなみの形成を誘導します。また、既存集落等では、古民家など住宅ストックの有効活用に向けた柔軟な土地利用誘導を図ります。
- ②空き家を既存住宅ストックとして有効活用していくため、空き家等の実態把握に取り組むとともに、所有者の意識啓発を図り、空き家等の発生抑止に努めます。また、適切な情報提供や各種支援策などを通じて、空き家の適正な維持・管理を促進します。
- ③空き家バンク制度の見直しや多様な住宅ニーズに合った支援制度を検討し事業者及びNPO 団体等との連携を通じて、空き家の流通・活用を促進します。

2) 安全・安心・快適な住環境づくり

生活空間へのユニバーサルデザインの導入、住宅のバリアフリー化や耐震化などを通じ、誰もが暮らしやすい住環境づくりに取り組みます。

- ①すべての人々が安心して、かつ快適に生活できるように兵庫県の「福祉のまちづくり条例」などに基づき、公共施設や民間施設の整備・改善を誘導するとともに、バリアフリー情報の公表などを通じて、ユニバーサルデザインのまちづくりをソフト・ハード両面から進めます。
- ②住宅改造（バリアフリー化）にかかる支援を図るとともに、高齢者や障がいのある人と関わる福祉事業所等と連携し、各種制度の周知・啓発を図ります。
- ③耐震診断及び耐震改修工事に係る補助制度の利用啓発に努め、住宅の耐震化を促進します。
- ④快適な生活空間と脱炭素化の取り組みが両立する住環境の整備に向けて、省エネ型機器・設備の導入を促進します。

分野別計画

- 猪名川町都市計画マスタープラン（2022～2041年度（令和4～23年度））
- 猪名川町空き家対策等計画（2022～2026年度（令和4～8年度））
- 猪名川町地球温暖化対策実行計画（2024～2030年度（令和6～12年度））

めざすまちの姿

生活や活動を支える交通環境のあるまち

わかりやすく、利用しやすい交通環境が整備され、多様な主体との連携により、誰もが快適に移動できるまちになっています。

「めざすまちの姿」の実現を測る指標	現状	目標
「生活や活動を支える交通網がある」の評価	2.48点	↗
「公共交通が利用しやすくなっている」の評価	2.33点	↗
公共交通機関で好きなときに好きなところへ移動できると感じる住民の割合	23.8%	↗

現状・成果・課題

- 町内の公共交通は、鉄道、路線バス、コミュニティバス「ふれあいバス」、デマンド交通「チョイソコいながわ」、タクシーがあります。公共交通では、自家用車での移動が困難な高齢者や学生等を中心とした移動手段を持たない人の日常の移動手段確保、交通不便地域のニーズへの対応が強く求められます。一方で、人口減少の進行による公共交通利用者の減少や公共交通関連の公費負担が増大する状況から、公共交通網のあり方について抜本的な見直しが必要の課題となっています。
- 持続可能な公共交通をめざし、2022年（令和4年）3月に公共交通基本計画（マスタープラン）を策定するとともに、その着実な取り組みを進めるため実施計画（アクションプラン）を策定し、地域公共交通ネットワークの形成や利用しやすい地域公共交通環境づくりなどに取り組んでいます。一方、まちづくりアンケート調査をみると、公共交通の利用のしやすさに満足している人は全体で30.3%ですが、北部エリア（楊津、大島地区）では5%にも達していません。
- 交通不便地の移動手段を将来的に維持していくために、地域の停留所から幹線道路上のバス停までエリア内限定で運行するデマンド交通「チョイソコいながわ」の実証実験運行を2020年（令和2年）5月から実施し、2022年（令和4年）4月から本格運行しています。また、利用状況等を踏まえて適宜運行エリア・ルートの見直しに取り組んでいます。
- 未来まちごと・自分ごと会議では、住民の助けあいによる移動支援の取り組みが必要との意見が挙がっています。
- まちづくりアンケート調査によると、「生活や活動を支える交通網がある」及び「公共交通が利用しやすくなっている」と思う人の割合は低いですが、「生活や活動を支える交通網があるまちづくり」及び「公共交通が利用しやすいまちづくり」が重要と思う人の割合は非常に高くなっています。持続可能なまちづくりに向けて、交通過疎地域だけでなく、まち全体で交通・移動の問題に取り組む必要があります。

施策の展開方向

まちづくりの方向 施策の展開方向	1 交流・活力を うみだす まちづくり	2 誰もが挑戦・ 活躍できる まちづくり	3 人を大切に 育てる まちづくり	4 健やかに 暮らせる まちづくり	5 自然と共生し 快適に暮らせる まちづくり	6 安全・安心を 守る まちづくり
1) 地域公共交通ネットワークの形成	●	●			●	●
2) わかりやすく・利用しやすい地域公共交通環境づくりの推進	●	●	●	●	●	●
3) 多様な主体との連携による持続可能な地域公共交通の実現	●	●	●			●

取り組みの内容

1) 地域公共交通ネットワークの形成

公共交通の役割分担を明確にし、地域の活性化につながる地域公共交通ネットワークを形成します。

- ①猪名川町における公共交通の役割分担を明確化させるとともに、各交通モードの連携による効果的で効率的なネットワークに再編します。
- ②地域の実情に応じた効率的な運行を図るために、多様な交通システムを活用する等、持続可能な地域公共交通ネットワークを構築します。
- ③既存の都市拠点や集落拠点をはじめ、地域経済の活性化に向けた取り組みとも連動し、これらの拠点を機能的に結ぶ公共交通網を構築し、拠点の活性化につなげます。

2) わかりやすく・利用しやすい地域公共交通環境づくりの推進

住民の利便性に寄与する、わかりやすく・利用しやすい公共交通の実現に取り組みます。

- ①路線バスとコミュニティバス「ふれあいバス」のルートが重複し、異なる料金体系で運行している状況を踏まえ、異なる料金体系による料金格差の緩和に向けた新たな料金体系の構築をめざします。
- ②高齢化の進展や運転免許証返納の促進による多様化する移動目的への対応として、公共交通による外出支援をはじめ、学生の公共交通による通学手段の維持・確保などに取り組みます。
- ③わかりやすく・利用しやすい地域公共交通環境を構築させるため、快適な利用環境づくりやわかりやすい公共交通情報の提供・発信及び公共交通サービス提供の拡充をします。
- ④自動運転技術や次世代モビリティ等及び ICT（情報通信技術）などの活用により、利用環境と利便性の向上を図ることで、将来を見据えた新たな交通システムサービス（スマートシティ）の実現をめざします。

3) 多様な主体との連携による持続可能な地域公共交通の実現

住民・事業者・行政等の多様な主体の連携によるモビリティ・マネジメントや地域で公共交通を守り・育む仕組みづくりなどを通じて、公共交通に関する意識醸成と利用促進につなぎます。

- ①住民を対象としたモビリティ・マネジメント教育を推進し、公共交通の利用促進とともに、交通・移動に関する問題の改善に向けた取り組みにつなげていきます。
- ②多様な主体の参画を促進し、停留所周辺の利用環境の改善や公共交通への愛着醸成を図る取り組みなど、住民・まち全体で公共交通を守り、育む仕組みづくりに取り組みます。

分野別計画

- 猪名川町都市計画マスタープラン（2022～2041年度（令和4～23年度））
- 猪名川町地域公共交通計画（2022～2030年度（令和4～12年度））
- 猪名川町地域公共交通実施計画（2024～2030年度（令和6～12年度））

めざすまちの姿

安全安心な生活基盤が整備されたまち

日常生活を支える道路や橋りょう、上下水道などの生活基盤の維持・改善され、誰もが安全・安心に暮らすことができるまちになっています。

「めざすまちの姿」の実現を測る指標	現状	目標
「道路、上下水道が適切に整備されている」の評価	3.81点	↗

現状・成果・課題

- 道路については、町内道路網の構成を見直し道路の新設・拡幅を行うとともに、160ある橋りょうのうち17橋で修繕工事を行い、その安全性の確保と長寿命化を図りました。一方で、町が管理する道路・橋りょうの多くが高度経済成長期に建設され、50年以上経過していることから、安全性の確保のための修繕費用の増大が必至となっており、計画的な補修に取り組む必要があります。
- 水道事業では、北部施設の統廃合や水道施設の更新などに取り組まれました。また、水道事業は独立採算制で水道料金をもって事業を運営しており、周辺事業者との料金格差を抑制するため、2003年（平成15年）4月の値下げ以来政策的に抑制を行い、水道独自の基金の取り崩しによる赤字補填で運営していましたが、水道事業ビジョンの策定を通じて財政収支等の見直し（料金改定）を進めています。今後も、水の安定供給に向けて、水道事業の経営改善に取り組む必要があります。
- 下水道事業では、速やかな下水道への接続を指導し、着実に水洗化が進んでいます。また、下水道事業は独立採算制で下水道使用料をもって事業を運営していましたが、下水道使用料は1996年（平成8年）4月の値上げ以来、近隣市との料金格差を抑えるため、政策的に抑制を行い、下水道独自の基金の取り崩しによる赤字補填で対応していました。しかし、ストックマネジメント計画及び経営戦略の改定を通じて、財政収支等の見直し（使用料改定）を進めています。今後も、適切な生活排水対策に向けて、下水道事業の経営改善に取り組む必要があります。
- まちづくりアンケート調査によると、「道路、上下水道が適切に整備されている」と思う住民の割合、「道路、上下水道が適切に整備されているまちづくり」が重要と思う住民の割合はともに高くなっています。

施策の展開方向

まちづくりの方向 施策の展開方向	1 交流・活力を うみだす まちづくり	2 誰もが挑戦・ 活躍できる まちづくり	3 人を大切に 育てる まちづくり	4 健やかに 暮らせる まちづくり	5 自然と共生し 快適に暮らせる まちづくり	6 安全・安心を 守る まちづくり
1) 人にやさしく、安心な道路、橋りょうの整備・維持管理				●		●
2) 安全・安定の水道事業の推進				●	●	●
3) 生活排水対策の推進				●	●	●

取り組みの内容

1) 人にやさしく、安心な道路、橋りょうの整備・維持管理

道路や橋りょうの整備、維持管理に取り組み、安全性・利便性の向上を図ります。

- ①人にやさしいまちづくりの実現に向けて、自動車並びに歩行者が安全・安心に通行できるよう、道路の整備や維持管理に努めます。
- ②道路整備については、都市計画マスタープランや土地利用計画に基づき、道路と都市環境の調和を考慮し、道路網の構成と道路の機能分担を行った上で、整備・維持管理を行います。
- ③橋りょうの整備については、点検や補修対策を適切に実施することで、安全性の確保と長寿命化を図るとともに、効率的な維持管理に努めます。
- ④整備にあたっては、バリアフリー化やユニバーサルデザインを意識し、誰もが使いやすく、利用しやすい道路・橋りょう整備に努めます。

2) 安全・安定の水道事業の推進

住民生活に欠かせない安全で安定した飲料水供給と水道施設の効率的・効果的な整備等に取り組みます。

- ①安全で安心できる飲料水の供給に努めます。
- ②水の安定供給に向け、水道施設の更新を行うとともに、水道料金の適正化による健全な財政運営に努めます。
- ③水道施設の整備にあたっては、ほかの事業との共同施工の実施や優先順位の決定、施設統廃合、施設・システムの共同利用といった近隣市との連携などを考慮し、効率的・効果的な整備に努めます。

3) 生活排水対策の推進

下水道事業の経営安定化などを通じて、適切な生活排水対策に取り組みます。

- ①下水道施設の長寿命化など、コスト削減に取り組み、下水道使用料の適正化による健全な財政運営に努めます。
- ②公共下水道区域内の未接続世帯は、速やかに接続するよう指導するとともに、区域外においては、合併処理浄化槽の設置を推進します。

分野別計画

- 猪名川町都市計画マスタープラン（2022～2041年度（令和4～23年度））
- 猪名川町公園施設長寿命化計画（2017～2027年度（平成29～令和9年度））
- 猪名川町道路橋長寿命化修繕計画（2020～2025年度（令和2～7年度））
- 猪名川町水道事業ビジョン（2023～2032年度（令和5～14年度））
- 猪名川町下水道事業ストックマネジメント計画（2023～2032年度（令和5～14年度））
- 猪名川町下水道事業経営戦略（2023～2032年度（令和5～14年度））
- 第5次猪名川町環境基本計画（2021～2030年度（令和3～12年度））

めざすまちの姿

地域の農林業を守り、活かす活力のあるまち

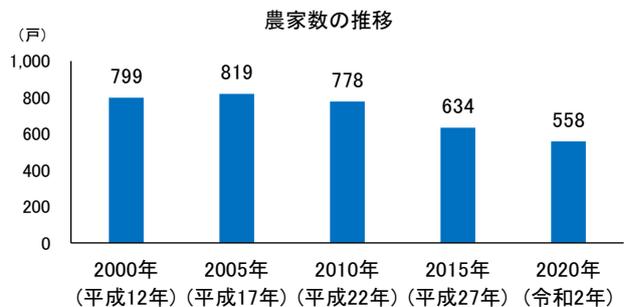
農林業・森林管理の担い手などが増え、新たな価値・活力が創出されるまちになっています。

「めざすまちの姿」の実現を測る指標	現状	目標
「地域の農林業が活発化している」の評価	2.82点	↗
新規就農者数	3人	↗
荒廃農地面積	17.9ha	→

現状・成果・課題

- 本町の総農家数は2020年（令和2年）で558戸となっており減少が続いており、農家数の減少による耕作放棄地の増加、道の駅の農林産物販売センターの出荷数の減少なども課題となっています。これらの課題については、地域で様々な関係者等との話し合いを通じて「人・農地プラン地域計画」を策定し、解決に向けて取り組みを進めています。
- 移住相談を受ける移住希望者の中には、農業をやりたいというニーズや、農地の貸借を受けた人も一定いますが、基礎知識の習得や農地の確保、資金の確保、販路の開拓など、農業への新規参入のハードルが高く、具体的な就農にむすびつきにくい状態にあります。今後は、農家数の減少とともに高齢化も続いており、就農に対するハードルを下げることで、農業に携わる人、新規就農者を増やすとともに、農業の6次産業化を促進していく必要があります。
- まちづくりアンケート調査によると、農業体験活動に参加したい人の割合は43.5%で、特に子どもがいる世帯でニーズが高くなっています。また、未来まちごと・自分ごと会議では、遊休農地・耕作放棄地などを活用

し、「農」に関わる人を増やすといったアイデアが挙がっています。



- 里山再生に向けたペレット製造事業を中心に木材利用を進めるとともに、森林組合を通じた森林の適正管理や林産物の生産振興などの取り組みを進めています。しかし、本町では私有林人工林が少なく、林業が盛んな自治体とは状況が異なっていることから、現状で森林経営管理法の法定業務を実施する状況になく、里山再生の視点で林業の振興と森林資源の整備・活用に取り組む必要があります。

施策の展開方向

施策の展開方向	まちづくりの方向					
	1 交流・活力をうみだすまちづくり	2 誰もが挑戦・活躍できるまちづくり	3 人を大切に育てるまちづくり	4 健やかに暮らせるまちづくり	5 自然と共生し快適に暮らせるまちづくり	6 安全・安心を守るまちづくり
1) 農業の振興	●	●			●	
2) 林業の振興と森林資源の整備・活用	●	●			●	

取り組みの内容

1) 農業の振興

農地の保全・活用や新たな担い手の育成、農産物のブランド化・6次産業化の促進、多様な取り組みと一体となった「農」の活用などを通じて、基幹産業である農業の振興に取り組みます。

- ①地域での話し合いによりめざすべき将来の農地利用の姿を明確化する「人・農地プラン地域計画」を策定するとともに、実現すべく、地域内外から農地の受け手を幅広く確保し、農地バンクを活用した農地の集積・集約化を進めます。
- ②集落営農組織や認定農業者の育成をはじめ、様々な機会を通じた就農相談支援、研修機関のあっ旋や「人・農地プラン地域計画」に基づく認定農業者・認定新規就農者等の担い手への支援を推進します。また、多様化する就農ニーズに対応し、集落外や町外の法人の受け入れの検討を進めます。さらに、半農半Xなど様々な人材の新規就農を可能とするチャレンジ農業者就農支援制度を通じて、新たに農業を始めた人の育成・確保・支援に取り組みます。
- ③ほ場整備未整備地区においては、地元農会の要望に基づき、法人や認定農業者等に集積・集約化するため、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、ほ場整備を推進します。
- ④町直営組織である「鳥獣被害対策実施隊」による有害鳥獣の捕獲、駆除に努めるとともに、電気柵設置助成事業や捕獲わな貸出事業等の運用により被害防止を推進します。
- ⑤「道の駅いながわ」における農産物販売を柱に、町内産の安全・安心な農産物を「いながわ野菜」としてブランド化するとともに、生産拡大を図ります。また、商工業者との連携や認定農業者・新規就農者・農業法人の受け入れを通じて、農業の6次産業化を促進します。
- ⑥体験型農業や観光農業など観光客をターゲットにした新たな農業経営・農泊など、観光振興との連携による農業の活性化を図ります。また、教育・福祉分野との連携による農業体験を活用した交流の促進に取り組みます。さらに、交流人口とともに、移住・定住人口の増加に向けた「農」の活用についても検討を進めます。

2) 林業の振興と森林資源の整備・活用

里山再生の視点で、森林資源の整備や活用、管理などに取り組みます。

- ①森林組合や森林所有者をはじめ多様な主体と連携を図ることで、町内の森林を適正に管理できる仕組みづくりを進めます。
- ②ペレット製造事業やしいたけ原木伐採奨励事業、薪・ペレットストーブの普及などを通じて、伐採木や木材利用の促進を図り、林産物の生産振興を図ります。
- ③森林ボランティアなど関係団体の協力のもと、森林・里山の環境整備を進めるとともに、森林ボランティアの確保・育成と活躍の場・機会の拡大、森林資源への関心・意識の醸成などに向けた里山環境教育等の充実に取り組みます。

分野別計画

- 猪名川町農業振興地域整備計画（2018年度～（平成30年度～））
- 猪名川町土地利用計画（2022～2031年度（令和4～13年度））
- 猪名川町都市計画マスタープラン（2022～2041年度（令和4～23年度））
- 猪名川町里山再生基本計画（2024～2033年度（令和6～15年度））
- 猪名川町森林整備計画（2022～2031年度（令和4～13年度））
- 猪名川町鳥獣被害防止計画（2024～2026年度（令和6～8年度））
- 猪名川町田園環境整備マスタープラン（2001年度～（平成13年度～））

めざすまちの姿

自分らしい働き方を支援し、にぎわいのあるまち

地域の商工業が活性化するとともに起業・創業が盛んになることでにぎわいが生まれ、誰もが自分らしく働くことができるまちになっています。

「めざすまちの姿」の実現を測る指標	現状	目標
「働ける環境が充実している」の評価	2.29 点	↗
商工会会員数	440 会員	↗

現状・成果・課題

- 本町の民営事業所数は 2016 年（平成 28 年）に減少に転じ、2021 年（令和 3 年）には 608 事業所となっています。また、民営事業所従業者数は 2009 年（平成 21 年）以降微減傾向にありましたが、2021 年（令和 3 年）に増加に転じ、6,810 人となっています。
- 商工会等との連携により、課題を抱える町内事業者に対する支援を実施し、事業者からの相談数は増加しており、商工会の会員数も増加しています。また、企業誘致については、産業拠点地区（プロロジスパーク猪名川）でほとんどの区画に企業が進出しましたが、同地区以外では市街化調整区域の規制等により誘致が進んでおらず、企業が進出できる機会づくりに取り組む必要があります。
- 起業・創業支援については、商工会等と連携し、多様な起業・創業の実現に向けたセミナーや相談支援などに取り組み、毎年一定の創業者が生まれています。一方で、起業家を対象としたコワーキングスペースを開設・運営する事業者への補助制度を創設しましたが、開設には至っていません。
- 就業している人のうち町内で就業している人の割合は、2020 年（令和 2 年）で 32.5%となっており、近隣市と比べて、就労の場が少ない状況にあります。そのような中、町内での雇用確保のためにハローワーク等と連携し、企業説明会（面接会）を通じて町内での就業を支援していますが、新たな雇用の場の確保・拡充に取り組む必要があります。
- まちづくりアンケート調査によると、定住意向について「他市町に移りたい人」の理由をみると、「働く場所としての魅力が少ないから」が全体で 17.2%となっていますが、30 歳代以下では 31.1%と多くなっています。また、未来まちごと・自分ごと会議では、コワーキングスペースや就業・企業等につながる拠点が必要という意見や、在宅ワーク及びワーケーションがしたくなる環境づくりといったアイデアが挙がっており、町内で多様な働き方ができる場・機会が必要となっています。

施策の展開方向

施策の展開方向	まちづくりの方向					
	1 交流・活力を うみだす まちづくり	2 誰もが挑戦・ 活躍できる まちづくり	3 人を大切に 育てる まちづくり	4 健やかに 暮らせる まちづくり	5 自然と共生し 快適に暮らせる まちづくり	6 安全・安心を 守る まちづくり
1) 商工業の活性化と企業誘致の推進	●	●			●	
2) 多様な起業・創業支援の展開	●	●				
3) 雇用の促進と勤労者福祉の充実	●	●				

取り組みの内容

1) 商工業の活性化と企業誘致の推進

商工会や金融機関等との連携を中心とした町内事業者に対する総合的な支援や、積極的な企業誘致などに取り組みます。

- ①産業振興の中心となる商工会の運営及び取り組み等への支援を行うとともに、関連する法律・制度を踏まえ、商工会や金融機関などの各種支援機関と連携して、様々な課題を抱える町内事業者に対する総合的な支援体制を構築・拡充します。
- ②地域ごとのニーズや抱える課題などを踏まえ、地域での生活の利便性を向上させ、にぎわいを創出する生活密着型商業の展開を促進します。
- ③地域の特性を活かして、高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的効果となる「地域経済牽引事業」の促進に向けて、国・兵庫県・本町の施策を踏まえた総合的な支援に取り組みます。
- ④積極的な企業誘致に向けて、町内の民有地も含めた土地の確保やその活用に向けた制度の創設・運用について検討を進め、官民一体で企業が町内に進出できる機会づくりに取り組みます。
- ⑤進出企業に対する支援制度等を活用して、企業が町内に進出・定着しやすい環境づくりに取り組みます。

2) 多様な起業・創業支援の展開

猪名川町において多様な起業・創業を可能にするための支援体制の強化に取り組みます。

- ①猪名川町商工会等の関係機関と連携し、創業希望者、創業者に対し、窓口相談、創業セミナー等の支援を行うとともに、地元金融機関等と連携し、各々の強みを活かした支援を行います。(創業支援等事業計画の推進)
- ②都市圏に近い位置的優位性を活かした郊外型サテライトオフィス等の立地促進により、働き手の創造性を育むような空間(クリエイティブ空間)の整備を検討していきます。
- ③地域において誰もが挑戦・活躍できるよう、商工会等と連携し、社会的課題を解決するためのビジネス(ソーシャルビジネス・コミュニティビジネス)のあり方を検討し、具体的な支援の仕組みを構築します。また、コワーキングスペースなどの起業・創業の場づくりに取り組みます。

3) 雇用の促進と勤労者福祉の充実

町内での雇用機会の創出と雇用の促進、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。

- ①ハローワークや関係機関、地元企業等と連携した雇用促進に向けた取り組みを進めます。また、就労希望者に対する相談窓口の設置やさんだ若者サポートステーションへの誘導を行い、就職希望者を対象とした就労支援に取り組みます。
- ②起業・創業支援の取り組みと連携し、新たな雇用の場の確保・拡充をめざします。
- ③ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、企業等への労働条件の向上や働きやすい環境づくりに向けた啓発を進めます。また、子育て・介護などのライフステージにおける多様でかつ柔軟な働き方が可能となるように、関係機関と連携して情報提供・学習の場づくりに取り組みます。

分野別計画

- 創業支援等事業計画(2016~2029年度(平成28~令和11年度))
- 地域未来投資促進法に基づく猪名川町基本計画(第2期)(2024~2028年度(令和6~10年度))
- 猪名川町都市計画マスタープラン(2022~2041年度(令和4~23年度))
- 第四次猪名川町男女共同参画行動計画(2022~2026年度(令和4~8年度))

めざすまちの姿

魅力の創出・発信で交流を生むまち

様々な魅力が町内外に広く伝わり、住民一人ひとりが猪名川町への愛着・誇りを持つとともに、多くの人が集まり、交流するまちになっています。

「めざすまちの姿」の実現を測る指標	現状	目標
「まちの魅力が町内外に伝わり、交流が深まっている」の評価	2.33点	↗
猪名川町が好きな人（住民）の割合	75.8%	↗
SNS（LINE、Facebook、Instagram）の登録者	4,345人	↗
観光入込客数	120万人	↗

現状・成果・課題

- 人口減少が進む中で、まちの持続可能性を担保するためにも、引き続き、移住・定住の促進による人口の増加や、交流人口及び関係人口（交流人口でも定住人口でもなく地域に多様に関わる人々）の増加に取り組む必要があります。そのためにも「地域の魅力を創出し、内外に広めることで地域住民の町への愛着・誇りを醸成するとともに、町の価値・イメージを高め、ヒト・モノ・カネを呼び込み、地域活性化につなげる活動」であるシティプロモーションに戦略的に取り組むことが重要です。
- SNS等を活用した「#猪名川町を知ってもうらおう大作戦」やインフルエンサーの活用などの取り組みとともに、民間事業者の専門的なノウハウ等を活用し、町の魅力を戦略的に情報発信することに取り組みました。成果を数値化することは難しいですが、「SNSを見て猪名川町を訪れた」という投稿が見受けられました。
- 移住・定住人口の増加に向けて、子育て世代などをターゲットにした積極的な情報発信に取り組みました。また、受け入れ体制や定住後の生活全般に対するフォロー体制を整備・強化したことで、移住相談につながっています。
- コロナ禍により町全体の観光入込客数は減少していましたが、2021年度（令和3年度）以降は回復傾向となり、2023年度（令和5年度）では120万人程度となっています。なかでも道の駅いながわの観光入込客数は毎年60万人程度を維持しています。また、大野アルプスランドについては、ハード面の整備とともに、地域住民、関係者や事業者等との連携によるイベント等を展開しており、来訪者の幅が広がっています。
- 未来まちごと・自分ごと会議では、町内にはシティプロモーションや観光振興に関する多様な活動が展開されているという意見や、行政がそのような活動にアウトリーチすることで、多様な主体とともにシティプロモーションなどに取り組めるのではないかとという意見などが挙がっています。
- 移住・定住人口をはじめ、交流人口や関係人口を増やしていくためにも、引き続き、戦略的なシティプロモーションとともに、それと連動した観光振興を展開していく必要があります。なお、これらの取り組みについては、住民一人ひとりの猪名川町への愛着・誇り（シビックプライド）が基盤となることから、一過性ではなく、地域に根づいた取り組みとして展開していくことが重要となっています。

施策の展開方向

まちづくりの方向	1 交流・活力を うみだす まちづくり	2 誰もが挑戦・ 活躍できる まちづくり	3 人を大切に 育てる まちづくり	4 健やかに 暮らせる まちづくり	5 自然と共生し 快適に暮らせる まちづくり	6 安全・安心を 守る まちづくり
1) 戦略的なシティプロモーションの展開	●	●	●		●	
2) 猪名川町での人と経済の好循環を創出する観光の展開	●	●	●			

1) 戦略的なシティプロモーションの展開

住民の猪名川町への愛着・誇りを醸成するとともに、猪名川町の魅力の向上、新たな魅力の創出に取り組み、それらを町内外に伝え、拡げていきます。

- ①住民相互の交流や地域活動・まちづくりなどへの住民の参加・参画の促進、猪名川町の自然や歴史・文化に親しむ機会の充実などを通じて、住民一人ひとりの猪名川町への愛着・誇り、シビックプライドの醸成を図ります。
- ②住民や事業者など多様な主体とともに、既存の猪名川町の魅力を高めるとともに、新たな魅力の創出に取り組みます。また、高校生・大学生などの若者世代との連携・協働による提案等も積極的に取り入れ、猪名川町の魅力創出・発信の取り組みを展開します。
- ③「子育て世代の移住促進」といったターゲット・目的を明確にし、関連する施策・事業や関連する主体と積極的な連携・協働を図ります。また、猪名川町の魅力・強みなどを町内外に伝え、拡げることで、交流人口や移住・定住人口、関係人口の増加をめざします。
- ④2025年度（令和7年度）に迎える町制施行70周年や大阪・関西万博の開催などを捉え、本町の知名度向上や経済効果の拡大に向けたシティプロモーションを展開します。
- ⑤様々な取り組みにより増加した猪名川ファン自らが、SNSなどを通じて猪名川町をPRするなど、時代にマッチしたプロモーション活動やその仕組みづくりに努めます。

2) 人と経済の好循環を創出する観光の展開

地域に根づき、地域が潤う観光の実現に向けて、多様な主体の連携による観光資源の創出・拡充や情報発信、環境整備などに取り組みます。

- ①既存の観光拠点・資源の魅力を高めるとともに、観光資源のネットワーク化、新たな観光資源の発掘・創造に取り組みます。また、体験・交流に関するプログラム・イベントや食・土産物の充実を図り、本町での滞在時間の延長と観光消費の拡大を図ります。
- ②町内における観光案内機能の強化とともに、多様な情報発信媒体や機会の活用、住民・事業者と連携などを通じた町外への情報発信の強化など、シティプロモーションと連動して猪名川町の魅力を積極的に発信します。
- ③訪日外国人に人気のゴールデンルート（京都～大阪～兵庫）から気軽に立ち寄れる立地を活かし、猪名川町ならではの体験活動のPRを強化するとともに、インバウンド対策についても検討します。
- ④観光ボランティアガイドなど、観光振興に関わる住民団体や事業者の活動・連携を強化するとともに、観光振興や来訪者への「おもてなし」意識の醸成を図ります。
- ⑤観光振興の拠点となる「大野山」「道の駅いながわ」「多田銀銅山」の積極的な活用をはじめ、既存の観光資源の磨き上げや体験プログラムの強化を図ります。

分野別計画

- 第二次猪名川町観光振興基本計画（2022～2025年度（令和4～7年度））

めざすまちの姿

情報の発信・収集をまちづくりに活かすまち

住民への情報発信・提供や住民と行政の情報共有、ICT の利活用などにより、住民の利便性が高いまちになっています。

「めざすまちの姿」の実現を測る指標	現状	目標
「行政の情報が行き届いている」の評価	2.92 点	↗
行政サービスのデジタル化が進んでいると感じる人の割合	12.2%	↗

現状・成果・課題

- 住民への情報発信については、広報誌やいなぼうネット等に加えて、SNSやデジタルサイネージ等の積極的な活用に取り組みました。その結果、Instagramについては、順調にフォロワーやリーチ（情報が届いている人数）が増加しており、猪名川町のファンの獲得につながっています。広報誌では写真を多用し、わかりやすい文章にすることで住民から一定の評価を得ています。また、広報誌の住民アンケートを通じて住民の声の把握に努めることで、住民との双方向性の情報伝達に取り組んでいます。さらに、住民にとってわかりやすい情報発信に向けて、全庁的に取り組む必要があります。
- 未来まちごと・自分ごと会議では、地域での活動に関して、行政と情報交換・共有をしたいという意見や、多様な主体がまちづくりなどに挑戦していくためには、地域資源（地域活動に関連するヒト・モノ・コトなど）の見える化やその活用促進が必要といった意見が挙がっています。
- 人口減少時代において、少ない職員数でも行政サービスの水準を維持するため、簡易な事務作業についてはAIやRPA等での省力化に取り組むとともに、職員は企画立案業務やより身近な住民サービスの提供に注力するため、スマート自治体への転換をめざしています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により加速度的にテレワークやキャッシュレス決済、行政サービスのオンライン化など生活のデジタル化が進展しています。
- 本町では、GIS、電子申請システムなどデジタルサービスの充実を図るとともに、庁内でのデジタル人材の育成を進めています。また、基幹システムの完全クラウド化により、業務継続性の担保やセキュリティレベルの強化を図るとともに、システムの標準化・共通化への対応を開始し、自治体DXの推進に取り組んでいます。今後も、住民にとって便利で暮らしやすいまちとなるよう、情報格差に配慮しながら、ICTを積極的に活用し、住民サービスの向上と業務の効率化を図る必要があります。

施策の展開方向

まちづくりの方向 施策の展開方向	1 交流・活力を うみだす まちづくり	2 誰もが挑戦・ 活躍できる まちづくり	3 人を大切に 育てる まちづくり	4 健やかに 暮らせる まちづくり	5 自然と共生し 快適に暮らせる まちづくり	6 安全・安心を 守る まちづくり
1) 住民とのコミュニケーションの活性化に向けた広報・広聴の充実	●	●	●	●	●	●
2) ICTの積極的な利活用	●	●	●	●	●	●

取り組みの内容

1) 住民とのコミュニケーションの活性化に向けた広報・広聴の充実

多様な場・機会・媒体を活用し、住民に届く情報提供・発信と住民の幅広い意見・提案の把握に取り組むとともに、情報公開制度を適正に運営します。

- ① 広報する対象・目的に応じて多様な機会・媒体を活用し、効果的・効率的な情報の提供・発信に取り組めます。また、広報誌の読みやすさ、見やすさ、魅力のさらなる向上を図るとともに、住民との双方向性の情報伝達に取り組めます。
- ② 積極的な情報提供・発信に向けて、全庁的な意識改革及び環境づくりに取り組めます。
- ③ 住民と行政が情報交換・共有、対話ができる場・機会・媒体の充実を図ります。また、それらの結果について、庁内での共有を図るとともに、町政への反映、多様な主体との協働・共創につながります。
- ④ 情報公開制度に基づく行政情報の公開に対応します。また、行政情報や公文書の取り扱いに関わる職員の意識向上を図るとともに、個人情報適切な保護に取り組めます。

2) ICT の積極的な利活用

住民サービスの向上や質の高い行政運営、猪名川町の将来像の実現に向けて、ICT の積極的な利活用に取り組めます。

- ① 自治体 DX を推進していくため、庁内における組織体制の強化を図り、デジタル人材の育成に取り組むとともに、庁内システムのセキュリティ対策を徹底します。
- ② 国が推し進める自治体フロントヤード改革を視野に捉え、行政手続きのオンライン化をはじめとする窓口業務改善に取り組めます。その礎となる、マイナンバーカードの利活用シーンの拡大に向けて、既に開始している郵送 DX のさらなる推進や電子申請の充実を図ります。また、多様化する住民ニーズに対応するため、スマートフォンを活用した新たなサービスの創出や、キャッシュレス決済の導入検討を進めます。
- ③ 各種住民手続きがデジタル化することにより、役場内のデータ集約が促進されることから、AI や RPA 等を活用した業務の生産性向上に取り組めます。また、自治体情報システムの標準化・共通化による、ガバメントクラウドへの移行に伴い、より効率的なシステム運用が期待され、持続可能な行財政運営の確立をめざします。
- ④ デジタル社会の実現におけるデジタルデバイド（情報格差）対策として、講習会の実施等を通じ「誰一人取り残さない“人にやさしい”デジタル化」に取り組めます。

分野別計画

- 第七次猪名川町行政改革大綱（2023～2029 年度（令和 5～11 年度））
- 第七次猪名川町行政改革大綱実施計画（2023～2029 年度（令和 5～11 年度））

めざすまちの姿

柔軟な行政運営で住民生活を支えるまち

限られた財源・人材などが有効活用され、様々な行政課題に対して柔軟に対応できる行政運営が行われているまちになっている。

「めざすまちの姿」の実現を測る指標	現状	目標
「柔軟な自治体運営で住民生活を支えている」の評価	2.73点	↗
行政は地域のことを真剣に考えていると感じる住民の割合	24.9%	↗

現状・成果・課題

- 人口減少、少子高齢化が進み、社会保障費の増大や税収の減少する中で、それらに対応する効率的・効果的な自治体経営が求められています。また、国はデジタルを最大限に活用した地域経済の活性化、社会変革の実現を重要としています。
- 指定管理者制度の活用により施設の適正な維持管理やサービスの向上につながっていますが、前期基本計画期間において新たに導入した施設はありませんでした。
- 行政運営をはじめ、住民サービスの効率化・業務効率化にあたり、ICT（デジタル化）を有効に活用した取り組みを進めています。
- 2022年（令和4年）4月1日時点において建築後30年を経過した公共施設の延床面積は約半数で、今後10年間で約9割に増加することが見込まれており、現在の税収減と社会保障関係費用の増大に伴い、施設の維持・管理はより一層厳しい状況が予想されます。
- 研修計画に基づき、各職員が必要となる研修を実施し、町職員の資質向上に取り組んでおり、今後も時代背景に即した様々な研修を実施していくことが必要です。
- 本町の職員構成は年代によってバランスに差がみられることから、将来を見据えた職員体制を構築していく必要があります。
- 特定事業主行動計画により、2025年度（令和7年度）までに女性管理・監督職の登用割合を設定していますが、増加していない状況です。
- 川西市と自治体間連携協力に関する基本協定を締結し、2021年度（令和3年度）に、災害時における避難所の相互利用に関する要件等についての覚書を締結しました。今後も、広域連携によるメリットを活かしたまちの活性化に取り組む必要があります。

施策の展開方向

施策の展開方向 \ まちづくりの方向	まちづくりの方向					
	1 交流・活力を うみだす まちづくり	2 誰もが挑戦・ 活躍できる まちづくり	3 人を大切に 育てる まちづくり	4 健やかに 暮らせる まちづくり	5 自然と共生し 快適に暮らせる まちづくり	6 安全・安心を 守る まちづくり
1) 効果的・効率的な行政運営	●	●	●	●	●	●
2) 人材育成・人事管理の充実	●	●	●	●	●	●
3) 広域連携の推進	●	●	●	●	●	●

取り組みの内容

1) 効果的・効率的な行政運営

猪名川町がめざす将来像を共有し、その実現に向けて、選択と集中による施策・事業の効率化を図り、効果的・効率的な行政運営に取り組みます。

- ①まちの将来像の実現に向けて、地域の現状・課題などの把握・分析を進めつつ、住民の声を反映した各種行政計画の策定や施策の展開につなげるとともに、事務事業の精査・見直しを図ります。
- ②指定管理者制度の導入により、地域に身近な公共施設として、利用者サービス等の向上に努めます。また、PPPやPFIなどの民間活力を活用し、事業コストの削減とより質の高い公共サービスの提供に取り組みます。
- ③本町が保有する公共施設等については、「猪名川町公共施設等総合管理計画」に定めた「保有量の適正化」「維持管理の適正化」「施設運営の適正化」の3つの基本方針に基づき、適正な維持・管理に努めます。

2) 人材育成・人事管理の充実

町職員の資質・能力の向上と、将来を見据えた人材の配置、モチベーションを高める人事評価などに取り組みます。

- ①多様化・高度化する住民ニーズや急速に進むデジタル化に対して迅速・的確に対応できる人材や、様々な問題・課題に意欲を持って取り組むことができる人材の育成に向けて、職員研修計画に基づき、多様な能力向上のための職員研修を実施します。
- ②日常業務の中核的な役割を果たす中間管理職の登用を積極的に行うとともに、人事評価制度を活用した業績評価などを行い、職員一人ひとりの意欲と能力の向上を図ります。
- ③女性の管理・監督職への登用を進めるとともに、全職員が多様なワークスタイル・ライフスタイルの実現と、Well-being（心身ともに満たされた状態）となる環境づくりに取り組みます。

3) 広域連携の推進

計画的な広域行政を推進するとともに、それらの取り組みを活かした住民間交流などの活性化を図ります。

- ①地域特性を活かした行政サービスの充実や機能分担、地域課題の解決などを行うため、近隣市町などとの広域的な連携を進めていきます。
- ②これまでの広域連携の枠組みを活かし、住民間交流の機会の増加や、産業・観光振興などを通じたまちづくりの活性化、地域資源の相互活用などに取り組みます。

分野別計画

- 第七次猪名川町行政改革大綱（2023～2029年度（令和5～11年度））
- 第七次猪名川町行政改革大綱実施計画（2023～2029年度（令和5～11年度））
- 猪名川町公共施設等総合管理計画（2017～2046年度（平成29～令和28年度））
- 第七次猪名川町定員適正化計画（2025～2029年度（令和7～11年度））

めざすまちの姿

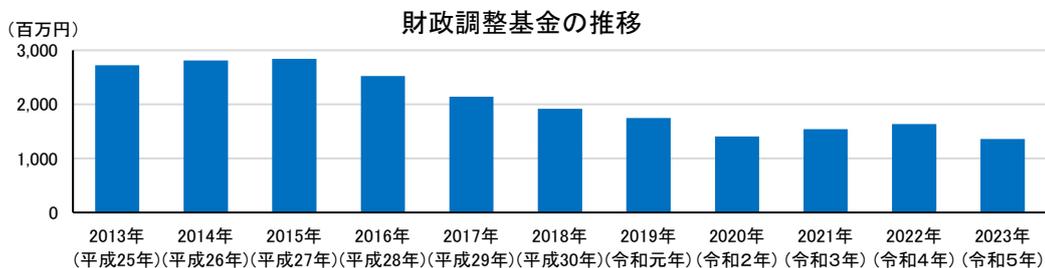
持続可能な財政運営で安定したまち

財政調整基金に頼らない持続可能な財政運営が行われているまちになっています。

「めざすまちの姿」の実現を測る指標	現状（令和5年決算）	目標
一般会計決算における実質単年度収支	15 百万円	12 百万円
標準財政規模に応じた財政調整基金の残高	19.1%	20.0%

現状・成果・課題

- 本町の財政運営は、2016 年度（平成 28 年度）から恒常的な収支不足に対応するため、財政調整基金（貯金）を取り崩しながら行われてきました。また、本格的な少子化・高齢化、人口減少社会の到来に伴う社会保障費の増大、公共施設の老朽化対応、物価変動の影響などにより、町は財政運営において厳しい局面を迎えています。
- そのような中で、本町の実質的な財政収支は赤字が続いており、現在の財政運営をこのまま継続すると仮定した場合、財政調整基金があと数年ほどで枯渇する見通しです。この基金が無くなると、非常に厳しい財政運営を強いられ、住民サービスの低下が懸念されるため、持続可能な行政運営を行うための行財政改革が急務です。
- 町が保有する公共施設（建物のみを対象）について、基本的な考え方を整理しました。また、総量の最適化に向け、現在課題を有する施設は、今後のあり方を個々の公共施設単位で検討していく必要があります。
- 適正な課税・徴税の取り組みを進めた結果、2020 年度（令和 2 年度）は町税の現年徴収率が兵庫県内市町でトップとなり、以降も徴収率が向上しています。また、ふるさと納税については、ポータルサイトの増設や返礼品の開拓などに力を入れることで、2023 年度（令和 5 年度）には寄付金額が増加に転じています。
- 限られた財源で最大限の政策効果をあげ、将来にわたり持続して質の高い行政サービスを提供していくために、基金に頼らない財政運営による財政健全化と、まちの魅力を高める投資の両立を図る必要があります。



施策の展開方向

施策の展開方向	まちづくりの方向					
	1 交流・活力をうみだすまちづくり	2 誰もが挑戦・活躍できるまちづくり	3 人を大切に育てるまちづくり	4 健やかに暮らせるまちづくり	5 自然と共生し快適に暮らせるまちづくり	6 安全・安心を守るまちづくり
1) 健全な財政運営の推進	●	●	●	●	●	●
2) 確実な財源の確保	●	●	●	●	●	●

取り組みの内容

1) 健全な財政運営の推進

事業の見直し・廃止などによる経費節減や公共施設等の計画的な維持・管理などを通じ、財政負担の軽減・平準化などに取り組みます。

- ①収支見通しの精度を高め、長期的な財政状況を明らかにするとともに、歳出全般の見直しなどを行うことで、健全な財政運営を推進します。
- ②住民にわかりやすい予算編成をめざし、事業別予算や地方公会計の活用を進め、財政の見える化に取り組みます。
- ③「猪名川町公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設等の計画的な更新・長寿命化をはじめ施設面積の削減や統廃合、複合化、売却等に取り組み、財政負担の軽減・平準化を図ります。

2) 確実な財源の確保

税収の確保、保有資産の有効活用・適正管理などを通じて、確実な財源の確保に取り組みます。

- ①税に関する意識の向上と情報の発信を行いながら、適正な課税・徴税を行い、税収の確保を図ります。また、eLTAX（エルタックス）を通じた電子納付を推進し、納税環境の充実を図るとともに、各納税者にとって利用しやすい納付方法を選択してもらえよう、周知啓発に取り組みます。
- ②現存する資産の有効活用に努めるとともに、保有資産の売却等も含めた資産の適正管理に努めます。また、未利用の普通財産については、積極的に貸付や売却を検討するなど有効活用に取り組みます。
- ③税外収入の確保に向けて、ふるさと納税のさらなる推進、行政サービス使用料・手数料の見直しなどに取り組むとともに、他自治体での事例などを踏まえ、充実を図ります。また、企業誘致等による新たな自主財源の確保や補助金・負担金の適正化に取り組みます。

分野別計画

- 第七次猪名川町行政改革大綱（2023～2029年度（令和5～11年度））
- 第七次猪名川町行政改革大綱実施計画（2023～2029年度（令和5～11年度））
- 猪名川町公共施設等総合管理計画（2017～2046年度（平成29～令和28年度））